昭和二十七年法律第九十三号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律

（在外公館の名称及び位置）

第一条　在外公館の名称及び位置は、別表第一のとおりとする。

（在外職員の給与）

第二条　在外公館に勤務する外務公務員（以下「在外職員」という。）には、大使及び公使にあつては俸給、期末手当及び在勤手当、大使及び公使以外の在外職員にあつては俸給、扶養手当、期末手当、勤勉手当及び在勤手当を支給する。

2　大使及び公使の俸給及び期末手当は、この法律中に特別の規定がある場合を除く外、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の規定に基いて支給する。

3　大使及び公使以外の在外職員の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当は、この法律中に特別の規定がある場合を除くほか、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第十五条の規定を除く。）の規定に基づいて支給する。

（給与の支払）

第三条　在外職員の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の支払は、当該在外職員が指定する者にすることができる。

（給与の支給方法）

第四条　在外職員の給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）は、特別職の職員の給与に関する法律第八条並びに一般職の職員の給与に関する法律第九条及び第十九条の九の規定にかかわらず、毎月一回その給与の月額をその月の下旬に支給する。ただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2　在勤手当の計算期間は、月の一日から月の末日までとする。

3　在勤手当を支給する場合であつて、前項の計算期間の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その額は、当該計算期間の現日数を基礎として日割によつて計算する。

4　第一項の規定にかかわらず、在外職員が二箇月以上の期間の家賃の前払をしなければ在外公館において勤務するのに必要な住宅を安定的に確保することができないと外務大臣が認めるときは、当該家賃の最初の前払の対象である二箇月以上の期間（当該期間が一年を超えるときは、当該期間の初日から始まる一年の期間。以下この項において「家賃前払期間」という。）に係る住居手当については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間（以下この項並びに第十二条の二第三項及び第七項において「一括支給期間」という。）の各月の月額を合算した額を、一括支給期間の初日の属する月の下旬に一括して支給することができる。

一　家賃前払期間の末日が家賃前払期間の初日の属する年度の末日以前である場合　家賃前払期間

二　家賃前払期間の末日が家賃前払期間の初日の属する年度の末日後である場合　次のイ及びロに掲げるそれぞれの期間

イ　家賃前払期間の初日から当該初日の属する年度の末日までの期間

ロ　家賃前払期間の初日の属する年度の翌年度の初日から家賃前払期間の末日までの期間

（在勤手当）

第五条　在勤手当は、在外職員が在外公館において勤務するのに必要な衣食住等の経費に充当するために支給されるものとし、その額は、在外職員がその体面を維持し、且つ、その職務と責任に応じて能率を充分発揮することができるように在外公館の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して定めなければならない。

（在勤手当の種類）

第六条　在勤手当の種類は、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当、子女教育手当、館長代理手当、特殊語学手当及び研修員手当とする。

2　在勤基本手当は、在外職員が在外公館において勤務するのに必要な衣食等の経費に充当するために支給する。

3　住居手当は、在外職員（国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）第十条又は第十二条第一項の規定により公邸又は無料宿舎の貸与を受けるものを除く。）が在外公館において勤務するのに必要な住宅費に充当するために支給する。

4　配偶者手当は、配偶者（在外職員を除く。）を伴う在外職員に支給する。

5　子女教育手当は、在外職員の子のうち次に掲げるもので主として当該在外職員の収入によつて生計を維持しているもの（以下「年少子女」という。）が本邦以外の地において学校教育その他の教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給する。

一　三歳以上十八歳未満の子

二　十八歳に達した子であつて、就学する学校（外務省令で定める学校を除く。）において、十八歳に達した日から、十九歳に達するまでの間に新たに所属する学年の開始日から起算して一年を経過する日までの間にあるもの

6　館長代理手当は、在外公館の長の事務の代理をする在外職員（以下「館長代理」という。）に支給する。

7　特殊語学手当は、特殊の語学の研修を命ぜられた在外職員に支給する。

8　研修員手当は、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第十五条の規定に基づき外国において研修を命ぜられた者（以下「在外研修員」という。）に支給する。在外研修員には、研修員手当以外の在勤手当は、支給しない。

（調査報告書）

第七条　在外公館の長は、外務省令で定めるところにより、毎年定期的に、当該在外公館の所在地の物価指数、為替相場の変動状況その他在勤手当の額の検討のため必要な事項に関する調査報告書を外務大臣に提出しなければならない。

2　外務大臣は、前項の調査報告書が提出された場合には、これを審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下「審議会」という。）に提示しなければならない。

（在勤手当の額の改訂）

第八条　審議会は、前条の調査報告書その他の資料により、たえず在勤手当の額を検討し、その改訂の必要があると認める場合には、適当と認める額を外務大臣に勧告することができる。

（在勤手当の額の臨時の改訂又は設定）

第九条　国会閉会中において、物価若しくは為替相場の著しい変動その他特別の事情により緊急に第十条第一項に定める範囲を超えて在勤基本手当の額を改訂し、若しくは研修員手当の額を改訂する必要を生じた場合又は在外公館の増置に伴つて在勤基本手当の基準額を新たに設定する必要を生じた場合には、最近の国会においてこの法律が改正されるまでの間、予算の範囲内において、政令で臨時にその改訂又は設定をすることができる。

（戦争等による特別事態の際の在勤手当）

第九条の二　戦争、事変、内乱等による特別事態が発生している地に所在する在外公館として外務大臣が指定するものに勤務する在外職員（休暇帰国のため在勤地（在外職員が勤務する在外公館又は在外研修員が研修を受ける場所から八キロメートル以内の地域をいう。以下同じ。）を離れている在外職員を除く。）に支給する在勤基本手当の額は、当該指定がされた日から当該指定が解除される日の前日までの間は、前条又は次条第一項の規定に基づき当該在外職員に支給すべきものとされる在勤基本手当の額にその額の百分の十五に相当する額を加算した額とする。この場合において、当該在外職員に関する第十三条及び第十八条第一項の規定の適用については、第十三条中「現に受ける在勤基本手当（館長代理手当を受けている者にあつては、当該手当を含む。）の支給額」とあるのは「第九条の二第一項前段の規定の適用がないものとした場合に受けるべき在勤基本手当の額（館長代理手当を受けている在外職員にあつては、同項前段の規定の適用がないものとした場合に当該在外職員が受けるべき当該手当の額を当該在勤基本手当の額に加算した額）」と、同項中「現に受ける在勤基本手当の支給額」とあるのは「第九条の二第一項前段の規定の適用がないものとした場合に受けるべき在勤基本手当の額」とする。

2　在勤地において前項の特別事態が発生したことに伴い一時在勤地以外の地に駐在を命ぜられた在外職員に対する在勤手当の支給については、その地を新在勤地とみなすものとし、その者に、その地に所在する在外公館について定められている在勤手当（その地に在外公館が所在していない場合その他外務省令で定める場合には、旧在勤地に所在する在外公館について定められている在勤手当（当該在勤手当について前項前段の規定の適用があるときは、その適用がないものとした場合の在勤手当））を支給する。

3　前項の規定による在勤手当の支給を受ける在外職員について、旧在勤地の状況に鑑み旧在勤地で居住していた住宅を確保しておく必要があることその他当該住宅の賃貸借を終了させることができないやむを得ない事情があると外務大臣が認めるときは、当該在外職員が当該住宅の家賃を現に支払つた期間について、同項の規定による在勤手当に加え、従前のとおり当該住宅に係る住居手当を支給することができる。

4　第一項の指定に関し必要な事項は、外務省令で定める。

（在勤基本手当の支給額）

第十条　在勤基本手当の月額は、別表第二に定める基準額（第九条の規定に基づき、在外公館の増置に伴つて設定された基準額を含む。）の百分の七十五から百分の百二十五までの範囲内において在外公館の種類、所在国又は所在地及び号の別によつて政令で定める額を外務省令で定める換算率により外国通貨に換算した額（外務大臣が特に必要があると認める在外職員については、当該政令で定める額）とする。

2　前項に規定する月額については、同項に規定する範囲内において、かつ、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、外務省令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

3　在勤基本手当の号の適用その他在勤基本手当の支給に関し必要な事項は、外務省令で定める。

（在勤基本手当の支給期間）

第十一条　在勤基本手当は、在外職員が在勤地に到着した日の翌日から、帰国（出張のための帰国を除く。）を命ぜられて在勤地を出発する日又は新在勤地への転勤を命ぜられて旧在勤地を出発する日の前日まで（以下「在勤基本手当の支給期間」という。）、支給する。

2　外国において新たに在外職員となつた者には、その日から在勤基本手当を支給する。

3　在勤基本手当の支給期間中に在勤基本手当の号別に異動を生じた在外職員には、その日から新たに定められた号別により在勤基本手当を支給する。

4　在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで在勤基本手当を支給する。

5　在勤基本手当の支給期間中に本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された在外職員で、在勤地を出発した日から在勤地に帰着する日までの期間が六十日をこえるものには、第一項の規定にかかわらず、六十日をこえる期間についての在勤基本手当は、支給しない。

（住居手当の支給額）

第十二条　住居手当の月額は、在外職員が居住している家具付きでない住宅の一箇月に要する家賃の額（在外職員が居住している住宅が家具付きである場合には、それが家具付きでないものとしたときに支払われるべき家賃の額）から政令で定める額を控除した額に相当する額とする。ただし、予算の範囲内において在外公館の種類、所在国又は所在地及び号の別によつて政令で定める額（次項において「限度額」という。）を限度とする。

2　前項ただし書（限度に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる在外職員に支給する住居手当の月額の限度は、当該在外職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　次のいずれかに掲げる者（次号及び次条において「配偶者等」という。）を伴う在外職員以外の者（次号に該当する者を除く。）　限度額の百分の八十に相当する額

イ　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第六項において同じ。）

ロ　子（主として在外職員の収入によつて生計を維持している者に限る。次条第六項において同じ。）

二　外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）第九条第四項の規定により在外公館長の事務を代理すべき者として指定されている在外職員のうち外務大臣が特に指定するもの　限度額の百分の百十に相当する額（配偶者等を伴う在外職員以外の者にあつては、その額の百分の八十に相当する額）

3　前項第二号に該当する在外職員が外務省設置法第九条第四項に規定する指定を解除された場合において、外務省令で定めるところによりやむを得ない事情があると認めるときは、外務省令で定める期間に限り、当該指定を解除された在外職員に対し、前項第二号の額を限度として住居手当を支給することができる。

4　住居手当の号の適用その他住居手当の支給に関し必要な事項は、外務省令で定める。

（住居手当の支給期間等）

第十二条の二　住居手当は、在勤基本手当の支給期間、支給する。

2　外国において新たに在外職員となつた者には、その日から住居手当を支給する。

3　住居手当の支給期間中に住居手当の号別に異動を生じた在外職員には、その日から新たに定められた号別により住居手当を支給する。この場合において、当該異動を生じた日が一括支給期間内にあるときは、同日の属する月の下旬に、当該一括支給期間の各月の住居手当の月額を合算した額が第四条第四項の規定により一括して支給した額を超える場合にあつてはその差額を支給し、当該合算した額が当該一括して支給した額に満たない場合にあつてはその差額を返納させるものとする。

4　住居手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、外務大臣の許可を得て、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる在外職員には、第一項の規定にかかわらず、百八十日以内においてその事故の存する間、従前のとおり住居手当を支給することができる。

5　在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで住居手当を支給する。ただし、当該在外職員が死亡した場合において、外務大臣が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から百八十日を超えない期間を限り、当該在外職員が死亡当時伴つていた配偶者等に従前の住居手当の支給額に相当する額を支給することができる。

6　前項ただし書の規定による配偶者等への支給の順位は、配偶者及び子の順序とし、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

7　在外職員に第四条第四項の規定により住居手当を一括して支給した場合において、次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該在外職員（当該在外職員が死亡したときは、当該在外職員が死亡当時伴つていた配偶者等又は当該在外職員の相続人）に、当該各号に掲げる事由の区分に応じ、当該各号に定める額を返納させるものとする。

一　一括支給期間中における当該在外職員に係る住居手当の支給期間の終了（第九条の二第二項の規定により同項に規定する在勤地以外の地を新在勤地とみなされたことによる住居手当の支給期間の終了を除く。）　第四条第四項の規定により一括して支給した額（一括支給期間中に住居手当の号別に異動を生じたときは、当該一括して支給した額に、第三項後段の規定により支給した額を加算し、又は当該一括して支給した額から同項後段の規定により返納させた額を減額した額。第三号において「一括支給額」という。）と一括支給期間中に支給されるべき住居手当の月額を合算した額との差額（次号において「返納差額」という。）

二　一括支給期間中における当該在外職員の離職又は死亡　返納差額

三　当該在外職員が一括支給期間中に第九条の二第二項の規定による在勤手当の支給を受けることとなつた場合において、当該在外職員が旧在勤地で居住していた住宅の賃貸人から当該在外職員が前払をした家賃の全部又は一部の返還を受けたこと（当該一括支給期間の終了後に当該返還を受けた場合を含み、当該返還を受けた家賃に係る期間の日数が当該前払の対象である期間のうち当該一括支給期間の末日後の期間の日数を超える場合に限る。）　一括支給額に、当該返還を受けた家賃に係る期間の日数から当該前払の対象である期間のうち当該一括支給期間の末日後の期間の日数を減じた日数を当該一括支給期間の日数で除して得た率を乗じて得た額

（配偶者手当の支給額）

第十三条　配偶者手当の支給額は、配偶者手当を受ける在外職員が現に受ける在勤基本手当（館長代理手当を受けている者にあつては、当該手当を含む。）の支給額の百分の二十に相当する額とする。

（配偶者手当の支給期間）

第十四条　配偶者手当は、在外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員の配偶者が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日（在外職員の配偶者が当該在外職員の在勤地において配偶者となつた場合にあつては、配偶者となつた日）から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日（その配偶者がその日の前に帰国する場合にあつてはその配偶者が帰国のためその地を出発する日の前日、その配偶者がその日の前に配偶者でなくなつた場合又は死亡した場合にあつては、配偶者でなくなつた日又は死亡した日）まで、支給する。

2　在勤基本手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、外務大臣の許可を得て、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる在外職員には、前項の規定にかかわらず、百八十日以内の期間においてその事故の存する間、従前のとおり配偶者手当を支給することができる。

3　配偶者手当を受ける在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで配偶者手当を支給する。但し、当該在外職員が死亡した場合において、外務大臣が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から百八十日をこえない期間に限り、引き続き当該在外職員の配偶者に配偶者手当を支給することができる。

（配偶者手当を受ける在外職員の扶養手当）

第十五条　配偶者手当を受ける在外職員の扶養手当は、配偶者に係る分は、支給しない。

（子女教育手当の支給額）

第十五条の二　子女教育手当の月額は、年少子女一人につき八千円を外務省令で定める換算率により外国通貨に換算した額（外務大臣が特に必要があると認める在外職員については、年少子女一人につき八千円）とする。

2　在外職員の年少子女が適当な学校教育を受けるのに相当な経費を要する地として外務大臣が指定する地（以下この項及び第五項において「指定地」という。）に所在する在外公館に勤務する在外職員の年少子女（五歳以上の年少子女であつて、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校又は高等学校に相当するものとして外務大臣が認める教育施設において教育を受けるべきもの（五歳の年少子女にあつては、当該教育施設において教育を受けることについて合理的な理由がある場合として外務大臣が定める場合に該当するもの）に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。）が当該在外公館の所在する指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該在外職員に支給する子女教育手当の月額は、前項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき、八千円に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額から自己負担額（我が国における教育に関する支出の実態等を勘案し在外職員が年少子女の教育のために自ら負担すべき額として政令で定める額をいう。以下この条において同じ。）を控除した額を加算した額を、外務省令で定める換算率により外国通貨に換算した額（外務大臣が特に必要があると認める在外職員については、当該年少子女一人につき、当該加算した額）とする。

一　在外職員の年少子女が当該在外職員の勤務する在外公館の所在する指定地において学校教育を受ける場合にあつては、次の額のうちいずれか少ない額

イ　適当な学校教育を受けるのに必要な授業料その他の経費（外務省令で定める費目に係るものに限る。以下この条及び次条第三項において「必要経費」という。）として外務大臣が当該在外職員の勤務する在外公館の所在する指定地において標準的であると認定する額

ロ　現に要する当該年少子女に係る必要経費の額

二　在外職員の年少子女が前号に規定する指定地以外の指定地において学校教育を受ける場合にあつては、次の額のうち最も少ない額

イ　前号イに規定する額

ロ　当該年少子女が学校教育を受ける指定地における必要経費として外務大臣が標準的であると認定する額

ハ　前号ロに規定する額

3　在外職員の勤務する在外公館の所在する地であつて、当該在外職員の年少子女に適当な学校教育を受けさせることができない地として外務大臣が定める地に所在する在外公館に勤務する在外職員の年少子女が当該在外公館の所在する地以外の地（本邦を除く。）において学校教育を受けるときにおける当該在外職員に支給する子女教育手当の月額は、第一項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき、八千円に、次の各号に規定する額のうちいずれか少ない額から自己負担額を控除した額を加算した額を、外務省令で定める換算率により外国通貨に換算した額（外務大臣が特に必要があると認める在外職員については、当該年少子女一人につき、当該加算した額）とする。

一　在外職員の勤務する在外公館の所在する地以外の地における学校教育に係る必要経費として外務大臣が当該年少子女の学校教育を受ける地において標準的であると認定する額

二　前項第一号ロに規定する額

4　前二項の場合において、在外職員の年少子女が学校教育を受ける地に海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設（外務大臣が指定する施設に限る。）が所在し、かつ、当該年少子女が当該在外教育施設において教育を受けないことについて合理的な理由がある場合として外務大臣が定める場合に該当しないときは、加算される額は、十五万円を限度とする。

5　指定地に所在する在外公館に勤務する在外職員の年少子女（六歳未満の年少子女（第二項又は第三項の規定の適用を受ける者を除く。）、又は六歳以上の年少子女であつて学校教育法に規定する幼稚園に相当するものとして外務大臣が認める教育施設において教育を受けるべきものに限る。）が当該在外公館の所在する指定地又はその他の指定地において教育を受けるときは、当該在外職員に支給する子女教育手当の月額は、第一項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき、八千円に、現に要する当該年少子女に係る必要経費の額から自己負担額を控除した額を加算した額を、外務省令で定める換算率により外国通貨に換算した額（外務大臣が特に必要があると認める在外職員については、当該年少子女一人につき、当該加算した額）とする。この場合において、加算される額は、五万千円を限度とする。

（子女教育手当の支給期間）

第十五条の三　子女教育手当は、在外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員の年少子女（次項の規定に該当するものを除く。以下この項において同じ。）が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日（在外職員の年少子女が当該在外職員の在勤地において年少子女に該当することとなつた者である場合にあつては、年少子女に該当することとなつた日）から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日（その年少子女がその日の前に帰国する場合（その地を出発する日からその地に帰着する日までの期間が六十日以内である場合を除く。）にあつてはその年少子女が帰国のためその地を出発する日の前日、その年少子女がその日の前に年少子女に該当しないこととなつた場合又は死亡した場合にあつては年少子女に該当しないこととなつた日又は死亡した日）まで、支給する。ただし、その期間が六十日以内である場合は、この限りでない。

2　在外職員の年少子女が当該在外職員の在勤地及び本邦以外の地において学校教育その他の教育を受ける場合には、その地において当該教育を受けることにつき相当の事情があると外務大臣が認める場合に限り、前項の規定に準じて外務省令で定めるところにより、当該在外職員に子女教育手当を支給する。

3　第一項の規定にかかわらず、在外職員が当該在外職員の年少子女が教育を受ける教育施設に現に要する当該年少子女に係る必要経費の前払をした場合において、当該在外職員が外務省令で定めるやむを得ない事情により帰国（出張のための帰国を除く。）又は新在勤地への転勤を命ぜられたときは、前条各項に規定する当該在外職員に支給する子女教育手当については、既に支給した分の翌月分から当該前払の対象となる期間が終了するまでの期間（外務省令で定める期間に限

る。）の各月の月額を合算した額を一括して支給することができる。ただし、当該教育施設から前払をした必要経費の全部又は一部の返還を受けたときは、その額を当該合算した額から控除するものとする。

４　子女教育手当を受ける在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで子女教育手当を支給する。ただし、前項の規定により子女教育手当を一括して支給することとなる場合は、この限りでない。

５　前各項に定めるもののほか、第一項ただし書の期間がやむを得ない事情により六十日以内の期間にとどまることとなつた場合の子女教育手当の支給期間の特例その他子女教育手当の支給に関し必要な事項は、外務省令で定める。

（館長代理手当の支給額）

第十六条　館長代理手当の支給額は、館長代理手当を受ける在外職員が現に受ける在勤基本手当の支給額の百分の十に相当する額とする。ただし、その額と当該在外職員の現に受ける在勤基本手当の支給額との合計額は、代理される在外公館の長が受けるべき在勤基本手当の支給額を超えることができない。

（館長代理手当の支給期間）

第十七条　館長代理手当は、館長代理が在勤地に到着した日の翌日又は在外職員が在外公館の長の事務を代理した日からその代理をしなくなつた日まで支給する。ただし、当該代理期間が六十日未満のときは、この限りでない。

（特殊語学手当）

第十八条　特殊語学手当は、政令で定めるところにより、在外職員が現に受ける在勤基本手当の支給額の百分の二十を超えない範囲内において政令で定める額を外務省令で定める換算率により外国通貨に換算した額（外務大臣が特に必要があると認める在外職員については、当該政令で定める額）を支給する。

２　特殊語学手当の支給に関し必要な事項は、外務省令で定める。

（研修員手当の支給額）

第十九条　研修員手当の月額は、号の別によつて別表第三に定める額を外務省令で定める換算率により外国通貨に換算した額（外務大臣が特に必要があると認める在外研修員については、同表に定める額）とする。

２　研修員手当の号の適用その他研修員手当の支給に関し必要な事項は、外務省令で定める。

（研修員手当の支給期間）

第二十条　研修員手当は、在外研修員が在勤地に到着した日の翌日から在外研修員を免ぜられて帰国し又は他の在外公館に勤務するため在勤地を出発する日（同一の在外公館の館務に従事することを命ぜられた者にあつては、その命ぜられた日）の前日まで、支給する。

２　在外研修員が離職し、又は死亡したときは、その日まで研修員手当を支給する。

（給与の端数計算）

第二十一条　外国通貨をもつて定められた在外職員の給与の支給額に当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支給することができる。

２　外国通貨をもつて定められた在外職員の給与を当該外国通貨とは異なる通貨で支給する必要がある場合において、当該外国通貨から当該異なる通貨に換算する際に当該異なる通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支給することができる。

（罰則）

第二十二条　この法律の規定に違反して給与を支払い、若しくはその支払を拒み、又はこれらの行為を故意に容認した者は、一年以下の拘禁刑又は三万円以下の罰金に処する。

（国外犯罪）

第二十三条　前条の規定は、国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

附　則　抄

１　この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。

３　日本政府在外事務所に置かれる職員の給与に関しこの法律を適用する場合には、当該職員を、在外公館の名称及び位置を定める法律（昭和二十七年法律第八十五号）の規定により当該日本政府在外事務所の所在地に置かれる大使館、公使館、総領事館又は領事館に勤務する在外職員とみなす。

附　則（昭和二七年六月一三日法律第一九〇号）　抄

１　この法律は、公布の日から施行する。

附　則（昭和二七年一二月二五日法律第三二四号）　抄

１　この法律は、公布の日から施行し、第八条、第二十二条及び別表の改正規定並びに附則第三項から第八項までの規定は、昭和二十七年十一月一日から適用する。

附　則（昭和二七年一二月二六日法律第三三二号）

１　この法律は、公布の日から施行する。

２　左に掲げる政令は、廃止する。

一　在外公館増置令（昭和二十七年政令第三百三十六号）

二　在外公館の増置に伴う在勤俸の額の設定に関する政令（昭和二十七年政令第四百三十八号）

附　則（昭和二八年七月二五日法律第八四号）　抄

１　この法律は、公布の日から施行する。

附　則（昭和二九年三月二四日法律第二一号）

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。但し、在コロンビア及び在イラクの各日本国公使館に関する部分については、政令で定める日から施行する。

附　則（昭和三〇年七月一日法律第四二号）

この法律は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三一年三月一六日法律第一〇号）

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附　則（昭和三二年三月三〇日法律第一一号）

この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。ただし、在ポーランド及び在チェッコスロヴァキアの各大使館に関する部分は、それぞれ、日本国とポーランド人民共和国との間の国交回復に関する協定及び日本国とチェッコスロヴァキア共和国との間の国交回復に関する議定書の効力が同日前に発生しない場合には、当該協定及び議定書の効力の発生の日から施行し、在ドミニカ、在ペルー、在チリ、在キューバ、在ヴェネズエラ及び在コロンビアの各大使館及び各公使館並びに在イエメン及び在リビアの各公使館に関する部分は、それぞれ、昭和三十二年四月一日以後において政令で定める日から施行する。

附　則（昭和三二年一一月六日法律第一七九号）

この法律は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三三年二月二一日法律第一号）

この法律は、アラブ連合共和国の承認の日から施行する。

附　則（昭和三三年三月三一日法律第二七号）

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

附　則（昭和三四年三月二四日法律第三一号）

この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。ただし、在イラク及び在レバノンの各大使館及び各公使館、在ハンガリー公使館並びに在カサブランカの総領事館及び領事館に関する部分は、それぞれ、昭和三十四年四月一日以後において政令で定める日から施行する。

附　則（昭和三五年一月八日法律第二号）

この法律は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三五年三月二八日法律第一二号）

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附　則（昭和三五年一二月二六日法律第一六三号）

この法律は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三六年三月三一日法律第一八号）

この法律の施行期日は、各在外公館に関する部分につき政令で定める。ただし、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律附則第七項の次に一項を加える改正規定及び同法別表大使館の項に在セネガル日本国大使館に関する部分を加える改正規定は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附　則（昭和三七年三月二〇日法律第一三号）　抄

1　この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2　この法律の施行の日の前日において現に在外公館に勤務する外務公務員につき、改正前の別表による在勤俸の支給額（以下「旧在勤俸額」という。）が改正後の別表による在勤俸の支給額をこえるときは、その者に対して支給する在勤俸の支給額は、その者が在勤俸の号別に異動を生ずることなく引き続き同一在外公館に勤務する限り、旧在勤俸額とする。

3　在ニカラグァ、在ハイティ、在エル・サルヴァドル、在パナマ、在フィンランド、在ルクセンブルグ、在ジョルダン、在リビア及び在テュニジアの各日本国公使館、在プレトリア及び在ダマスカスの各日本国総領事館並びに在ダッカ日本国領事館に勤務する外務公務員に対して支給する在勤俸の支給額は、これらの在外公館がそれぞれ改正後の別表に掲げる大使館又は総領事館に種類を変更されるまでの間は、次の表に定めるところによる。

在外公館の種類	所在国又は所在地 ＼ 号別	公使	一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号	十号	十一号
公使館	ニカラグァ	一三、八〇〇	一一、〇二八	九、六四八	八、二五六	六、九八四	六、一四四	五、五〇八	五、〇八八	四、六五六	四、二三六	三、八一六	三、三八四
	ハイティ	一三、八〇〇	一一、一一二	九、七六八	八、四二四	七、一二八	六、二六四	五、六一六	五、一八四	四、七五二	四、三二〇	三、八八八	三、四五六
	エル・サルヴァドル	一三、八〇〇	一一、一九六	九、九〇〇	八、五九二	七、二七二	六、三八四	五、七二四	五、二八〇	四、八四八	四、四〇四	三、九六〇	三、五二八
	パナマ	一三、八〇〇	一〇、九五六	九、五二八	八、一〇〇	六、八五二	六、〇二四	五、四〇〇	四、九八〇	四、五七二	四、一五二	三、七三二	三、三二四
	フィンランド	一三、八〇〇	一〇、九五六	九、五二八	八、一〇〇	六、八五二	六、〇二四	五、四〇〇	四、九八〇	四、五七二	四、一五二	三、七三二	三、三二四
	ルクセンブルグ	一四、四〇〇	一一、二五六	九、六七二	八、一〇〇	六、八五二	六、〇二四	五、四〇〇	四、九八〇	四、五七二	四、一五二	三、七三二	三、三二四
	ジョルダン	一五、〇〇〇	一一、九七六	一〇、四五二	八、九四〇	七、五六〇	六、六四八	五、九六四	五、四九六	五、〇四〇	四、五八四	四、一二八	三、六七二
	リビア	一三、八〇〇	一〇、八六〇	九、三八四	七、九〇八	六、六九六	五、八八〇	五、二六八	四、八七二	四、四六四	四、〇五六	三、六四八	三、二四〇
	テュニジア	一三、八〇〇	一一、〇二八	九、六四八	八、二五六	六、九八四	六、一四四	五、五〇八	五、〇八八	四、六五六	四、二三六	三、八一六	三、三八四
総領事館	プレトリア		一〇、八六〇	九、三八四	七、九〇八	六、六九六	五、八八〇	五、二六八	四、八七二	四、四六四	四、〇五六	三、六四八	三、二四〇
	ダマスカス		一一、二五六	九、六七二	八、一〇〇	六、八五二	六、〇二四	五、四〇〇	四、九八〇	四、五七二	四、一五二	三、七三二	三、三二四
領事館	ダッカ		一二、八四〇	一一、二二〇	九、六〇〇	八、一二四	七、一四〇	六、三九六	五、九〇四	五、四一二	四、九二〇	四、四二八	三、九三六

備考　単位は、アメリカ合衆国ドルとする。

附　則（昭和三八年四月一日法律第七三号）

この法律の施行期日は、各在外公館に関する部分につき政令で定める。

附　則（昭和三九年五月一一日法律第八〇号）

この法律の施行期日は、各在外公館に関する部分につき政令で定める。ただし、在マラヤ連邦日本国大使館、在シンガポール及び在ソールズベリーの各日本国総領事館に関する部分は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四〇年五月四日法律第五五号）

この法律の施行期日は、各在外公館に関する部分につき政令で定める。ただし、在タンガニイカ大使館に関する部分は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四一年四月二六日法律第五八号）　抄

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。

附　則（昭和四二年六月五日法律第三一号）

この法律の施行期日は、各在外公館に関する部分につき政令で定める。ただし、在ナイジェリア連邦及び在コンゴー（レオポルドヴィル）の各大使館に関する部分は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四四年三月二八日法律第四号）　抄

1　この法律は、昭和四十四年七月一日から施行する。

附　則（昭和四五年一一月二一日法律第一二六号）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、在ブラジル及び在スワジランドの各日本国大使館、在リオ・デ・ジャネイロ及び在レニングラードの各日本国総領事館並びに軍縮委員会日本政府代表部に関する部分は、政令で定める日から施行する。

2　第二条の規定による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二のうち在インドネシア及び在パキスタンの各日本国大使館並びに在ジャカルタ日本国総領事館に関する部分は、昭和四十五年四月一日から適用する。

附　則（昭和四六年三月二七日法律第八号）　抄

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一　在ミュンヘン日本国総領事館並びに在エドモントン及び在オークランドの各日本国総領事館及び各日本国領事館に関する部分並びに別表第一を加える改正規定中外務省設置法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第三号）附則第一項ただし書及び外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第百二十六号）附則第一項ただし書に規定する各日本国大使館及び各日本国総領事館に関する部分でこの法律の公布の日において施行されていないもの　政令で定める日

二　別表第二の改正規定中在インドネシア、在セイロン及び在コンゴー（キンシャサ）の各日本国大使館、在ジャカルタ、在香港、在サン・フランシスコ及び在ニュー・ヨークの各日本国総領事館、在アンカレッジ日本国領事館並びに国際連合日本政府代表部に関する部分　昭和四十六年四月一日

2　改正後の別表第三中在ソヴィエト連邦日本国大使館に関する部分は、昭和四十六年一月一日から適用する。

附　則（昭和四七年六月一九日法律第七五号）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在バングラデシュ、在ブータン、在モンゴル、在トンガ、在ナウル、在西サモア、在フィジー、在アラブ首長国連邦、在オマーン、在カタル、在バハレーン及び在赤道ギニアの各日本国大使館並びに在ダッカ日本国総領事館に関する部分は政令で定める日から、在ブリスベン及び在イスタンブルの各日本国総領事館及び各日本国領事館に関する部分は昭和四十七年十月一日から施行する。

2　改正後の第十二条及び別表第二から別表第四までの規定並びに次項及び附則第四項の規定は、昭和四十七年四月一日から適用する。

3　昭和四十七年三月三十一日において現に在外公館に勤務する外務公務員について、改正前の別表第二による在勤基本手当の支給額を一アメリカ合衆国ドルにつき三百八円の率で換算した本邦通貨の額（以下「旧在勤基本手当額」という。）が改正後の別表第二による在勤基本手当の支給額をこえるときは、その者に対して支給する在勤基本手当の額は、その者が在勤基本手当の号別に異動を生ずることなく引き続き同一在外公館に勤務する限り、旧在勤基本手当額とする。

4　在ダッカ日本国総領事館並びに在ブリスベン及び在イスタンブルの各日本国領事館に勤務する外務公務員に対して支給する在勤基本手当の月額及び改正後の第十二条第一項ただし書の限度額は、これらの在外公館がそれぞれ改正後の別表第一に掲げる大使館又は総領事館に種類を変更されるまでの間は、在勤基本手当の種類及び号別により、それぞれ次の各表に定めるところによる。

一　在勤基本手当

在外公館の名称 号別	在ダッカ日本国総領事館	在ブリスベン日本国領事館	在イスタンブル日本国領事館
総領事又は領事館の長	円 350,000	330,000	330,000
1号	円 305,200	306,300	273,600
2号	円 288,100	266,100	232,700
3号	円 271,000	225,800	191,900
4号	円 229,200	191,000	162,300
5号	円 201,400	167,900	142,600
6号	円 180,800	150,600	127,800
7号	円 166,600	138,900	118,300
8号	円 152,800	127,500	108,400
9号	円 138,900	115,800	98,600
10号	円 125,000	104,100	88,700
11号	円 111,200	92,700	78,800

二　住居手当

在外公館の名称 号別	在ダッカ日本国総領事館	在ブリスベン日本国領事館	在イスタンブル日本国領事館
1号	円 119,000	106,500	119,000
2号	円 99,000	88,000	99,000
3号	円 82,000	72,500	82,000
4号	円 65,000	59,000	65,000
5号	円 52,500	46,500	52,500
6号	円 42,000	37,000	42,000

附　則（昭和四八年六月一一日法律第三二号）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在アトランタ日本国総領事館に関する部分は政令で定める日から、第六条の改正規定及び第十五条の次に二条を加える改正規定は昭和四十八年七月一日から施行する。

2　改正後の別表第三の規定（在中華人民共和国日本国大使館に関する部分を除く。）は、昭和四十八年四月一日から適用する。

3　昭和四十八年七月一日に本邦以外の地にある改正後の第十五条の三第一項に規定する年少子女を有する在外職員に対する同項の規定の適用については、同項中「当該在外職員の年少子女（次項の規定に該当するものを除く。以下この項において同じ。）が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日」とあるのは、「昭和四十八年七月一日」とする。

4　前項に定めるもののほか、同項に規定する在外職員に対する子女教育手当の支給期間の特例その他子女教育手当の支給に関し必要な経過措置は、外務省令で定める。

附　則（昭和四九年五月二七日法律第五九号）　抄

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在ポート・モレスビー日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

2　この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第十条第一項、第十二条第一項、第二十条の二第一項、別表第二及び別表第三の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。

附　則（昭和五〇年六月一〇日法律第三六号）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在グレナダ、在バハマ及び在ギニア・ビサオの各日本国大使館並びに在上海、在アガナ及び在マルセイユの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

2　この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二及び別表第三の規定は、昭和五十年四月一日から適用する。

附　則（昭和五〇年一二月一九日法律第八六号）

この法律は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五一年六月五日法律第六〇号）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在スリナム、在カーボ・ヴェルデ、在サントメ・プリンシペ及び在モザンビークの各日本国大使館並びに在ウジュン・パンダン及び在ホラムシャハルの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

2　この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二及び別表第三の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

附　則（昭和五一年一一月六日法律第八二号）

この法律は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五二年六月一七日法律第七二号）　抄

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在アンゴラ及び在セイシェルの各日本国大使館、在ペナン日本国総領事館並びに在エンカルナシオン日本国領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

2　この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第十二条及び第十五条の二の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

附　則（昭和五三年四月一四日法律第二三号）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在コモロ及び在ジブティの各日本国大使館並びに在カンザス・シティ日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附　則（昭和五四年一二月二五日法律第七一号）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在ドミニカ、在ソロモン及び在トゥヴァルの各日本国大使館並びに在広州、在ボストン及び在フランクフルトの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

2　この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第十五条の二第二項の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。

附　則（昭和五五年三月三一日法律第一五号）

この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在セント・ヴィンセント、在セント・ルシア及び在キリバスの各日本国大使館並びに在クリチバ日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附　則（昭和五六年五月二日法律第三二号）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在ヴァヌアツ日本国大使館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

2　この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二及び別表第三の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

附　則（昭和五七年三月三一日法律第一五号）

この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在アルバニア日本国大使館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附　則（昭和五八年三月三一日法律第一五号）

この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在アンティグア・バーブーダ及び在ベリーズの各日本国大使館に関する部分、「ジッダ」を「リアド」に改める部分並びに在ジェッダ日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附　則（昭和五八年一二月二日法律第七八号）　抄

1　この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附　則（昭和五九年三月三一日法律第九号）

この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在ブルネイ及び在セント・クリストファー・ネイヴィースの各日本国大使館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附　則（昭和六〇年四月一三日法律第二三号）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在瀋陽日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

2　この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第十五条の二第二項及び第三項の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

附　則（昭和六〇年一二月二一日法律第九七号）　抄

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、題名、第一条第一項、第九条の二第四項及び第十一条の六第二項の改正規定、第十四条の次に二条を加える改正規定、第十五条、第十七条、第十九条の二第三項、第十九条の六及び第二十二条の見出しの改正規定、同条に一項を加える改正規定、附則第十六項を附則第十八項とし、附則第十五項の次に二項を加える改正規定並びに附則第十二項から第十四項まで及び第二十三項から第二十九項までの規定は昭和六十一年一月一日から、第十一条第四項の改正規定は同年六月一日から施行する。

附　則（昭和六一年四月三〇日法律第三九号）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附　則（昭和六二年三月三一日法律第六号）

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附　則（昭和六三年五月一七日法律第三五号）

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

附　則（平成元年三月三一日法律第八号）

この法律は、平成元年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附　則（平成二年三月三一日法律第八号）

この法律は、平成二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在ナミビア日本国大使館に関する部分はナミビアの国家承認の日以後において政令で定める日から、在エディンバラ日本国総領事館に関する部分は政令で定める日から施行する。

附　則（平成三年三月三〇日法律第五号）　抄

1　この法律は、平成三年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在マイアミ及び在ストラスブールの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附　則（平成三年一二月二四日法律第一〇二号）　抄

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項の改正規定、第十一条第四項を削る改正規定、第十三条の四第六項並びに第十九条の二第一項及び第二項の改正規定、第十九条の六の改正規定、第十九条の八とする改正規定、第十九条の六の改正規定、同条を第十九条の七とし、第十九

条の五を第十九条の六とし、第十九条の四を第十九条の五とし、第十九条の三を第十九条の四とする改正規定、第十九条の二の次に一条を加える改正規定並びに第二十三条第七項の改正規定並びに附則第十二項から第二十項までの規定は、平成四年一月一日から施行する。

附　則（平成四年三月三一日法律第三号）　抄

1　この法律は、平成四年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在アゼルバイジャン、在アルメニア、在ウクライナ、在ウズベキスタン、在エストニア、在カザフスタン、在キルギスタン、在タジキスタン、在トルクメニスタン、在ベラルーシ、在モルドヴァ、在ラトヴィア及び在リトアニアの各日本国大使館並びに在ホーチミン、在デトロイト及びウィニペッグの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附　則（平成五年三月三一日法律第二一号）

この法律は、平成五年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在グルジア、在クロアチア及び在スロヴェニアの各日本国大使館並びに在ウラジオストク及び在ナホトカの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附　則（平成六年六月一五日法律第三三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則（平成六年七月一日法律第八三号）　抄

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在マケドニア旧ユーゴースラヴィア共和国及び在エリトリアの各日本国大使館並びに在ドバイ日本国総領事館に関する部分並びに中南米の項に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附　則（平成七年三月二三日法律第三三号）

この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附　則（平成八年三月三一日法律第一〇号）　抄

この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在アンドラ、在サン・マリノ、在ボスニア・ヘルツェゴヴィナ及び在リヒテンシュタインの各日本国大使館並びに在済州日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附　則（平成九年三月三一日法律第二九号）

この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、別表第一及び別表第二の改正規定中在香港及び在コタ・キナバルの各日本国総領事館に関する部分、別表第一の三　領事館の表を削る改正規定、別表第一の四　政府代表部の表を別表第一の三　政府代表部の表とする改正規定、別表第二の三　領事館の表を削る改正規定並びに別表第二の四　政府代表部の表を別表第二の三　政府代表部の表とする改正規定は、政令で定める日から施行する。

附　則（平成九年六月四日法律第六六号）　抄

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則（平成九年一二月一〇日法律第一一二号）　抄

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）第五条第一項の改正規定（「同じ。）」の下に「、ハワイ観測所勤務手当」を加える部分を除く。）、給与法第十九条の二第一項及び第二項の改正規定、給与法第十九条の四第二項の改正規定（「百分の五十」を「百分の五十五」に改める部分を除く。）、給与法第十九条の七第二項及び第十九条の十の改正規定、同条を給与法第十九条の十一とする改正規定、給与法第十九条の九第一項の改正規定、同条を給与法第十九条の十とし、給与法第十九条の八を給与法第十九条の九とし、給与法第十九条の七の次に一条を加える改正規定並びに給与法第二十三条第二項、第三項、第五項、第七項及び第八項の改正規定並びに附則第三項、第十項、第十三項、第十四項及び第十六項から第二十項までの規定　平成十年一月一日

附　則（平成一〇年三月三一日法律第一六号）

この法律は、平成十年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在デンヴァー日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附　則（平成一一年三月三一日法律第六号）　抄

1　この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、「ボン」を「ベルリン」に改める部分並びに別表第一及び別表第二の改正規定中在ベルリン日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附　則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定　公布の日

附　則（平成一二年三月三一日法律第三一号）

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附　則（平成一三年三月三一日法律第一五号）

この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附　則（平成一四年三月三一日法律第七号）

この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、別表第一及び別表第二の改正規定中在東チモール日本国大使館に関する部分は東チモールの国家承認の日以後において政令で定める日から、国際連合教育科学文化機関日本政府代表部に関する部分は政令で定める日から施行する。

附　則（平成一五年三月三一日法律第四号）

1　この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第一条のうち在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第一の改正規定中在チェンマイ日本国総領事館に関する部分及び第二条の規定は、政令で定める日から施行する。

2　在外公館に勤務する外務公務員が平成十五年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き居住する場合（外務省令で定める場合を除く。）その他外務省令で定める場合においてその者に支給する住居手当の月額については、第一条の規定による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成一六年三月三一日法律第六号）

この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第一条のうち在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第一の改正規定中「アルマティ」を「アスタナ」に改める部分並びに在重慶、在カンザスシティ、在エドモントン及び在カルガリーの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附　則（平成一六年一〇月二八日法律第一三六号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

附　則（平成一七年三月三一日法律第一一号）

この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附　則（平成一九年三月三一日法律第一二号）

この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在ニューオリンズ日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附　則（平成二〇年五月二一日法律第三四号）

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在マカッサル及び在青島の各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

2　この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下「新法」という。）第六条第五項、第十二条の二第五項及び第六項、第十五条の二第二項、別表第二並びに別表第三の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

（経過措置）

3　平成二十年三月三十一日から引き続き同一の学校に就学し、同年四月一日においてこの法律による改正前の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下「旧法」という。）第六条第五項の規定を適用するとしたならば同項に規定する年少子女に該当することとなる者（以下「旧法下での年少子女」という。）に係る子女教育手当の月額については、新法第十五条の二第二項又は第三項の規定により支給されることとされる月額（以下「新法による支給額」という。）が、旧法第十五条の二第二項又は第三項の規定を適用するとしたならば支給されることとなる子女教育手当の月額（以下「旧法による支給額」という。）に達しない場合には、新法第十五条の二第二項又は第三項の規定にかかわらず、当該旧法下での年少子女が同日に所属する学年の開始日から起算して一年を経過する日までの間は、旧法による支給額とする。

4　平成二十年四月一日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間のいずれかの日に新たに学校に就学し、又は新たな学年に所属した新法第六条第五項に規定する年少子女であって、当該日において旧法下での年少子女である者に係る子女教育手当の月額については、前項の規定の適用がある場合を除き、新法による支給額が旧法による支給額に達しない場合には、新法第十五条の二第二項又は第三項の規定にかかわらず、当該日から施行日の前日までの間は、旧法による支給額とする。

附　則（平成二一年三月三一日法律第七号）

この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在レシフェ及び在ジュネーブの各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附　則（平成二一年五月二九日法律第四一号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

附　則（平成二二年三月三一日法律第九号）

この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在コタキナバル日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附　則（平成二三年四月二七日法律第二二号）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

2　この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下「新法」という。）別表第二の規定は平成二十三年四月一日から、新法第十五条の二の規定はこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の翌月分以降の子女教育手当の支給について適用し、施行日の属する月分の子女教育手当の支給については、なお従前の例による。

附　則（平成二四年九月五日法律第七〇号）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一のうち二　総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。

2　この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二及び別表第三の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

附　則（平成二五年六月一四日法律第四二号）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一のうち二　総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。

2　この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

附　則（平成二六年三月三一日法律第三号）

この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

附　則（平成二七年四月二二日法律第一三号）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一のうち二　総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。

2　この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二の規定（二　総領事館の表中南米の項中在レオン日本国総領事館に係る部分及び同表欧州の項中在ハンブルク日本国総領事館に係る部分を除く。）は、平成二十七年四月一日から適用する。この場合において、同日からこの法律の施行の日の前日までの間における同法別表第二の規定の適用については、同表のうち一　大使館の表欧州の項中「ジョージア」とあるのは、「グルジア」とする。

附　則（平成二八年三月三〇日法律第一〇号）

この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一のうち二　総領事館の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附　則（平成二九年三月三一日法律第七号）

この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附　則（平成三〇年三月三一日法律第二号）

この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附　則（平成三一年三月三〇日法律第七号）

この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附　則（令和二年三月三一日法律第一〇号）

この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在セブ日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

附　則（令和三年三月三一日法律第六号）

この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附　則（令和四年六月一七日法律第六八号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五百九条の規定　公布の日

附　則（令和五年三月三一日法律第五号）

この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第一のうち三　政府代表部の表の改正規定は、政令で定める日から施行する。

附　則（令和六年三月三〇日法律第三号）

この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

別表第一　在外公館の名称及び位置（第一条関係）

一　大使館

地域	名称	位置	
		国名	地名
アジア	在インド日本国大使館	インド	ニューデリー
	在インドネシア日本国大使館	インドネシア	ジャカルタ
	在カンボジア日本国大使館	カンボジア	プノンペン
	在シンガポール日本国大使館	シンガポール	シンガポール
	在スリランカ日本国大使館	スリランカ	コロンボ
	在タイ日本国大使館	タイ	バンコク
	在大韓民国日本国大使館	大韓民国	ソウル
	在中華人民共和国日本国大使館	中華人民共和国	北京
	在ネパール日本国大使館	ネパール	カトマンズ
	在パキスタン日本国大使館	パキスタン	イスラマバード
	在バングラデシュ日本国大使館	バングラデシュ	ダッカ
	在東ティモール日本国大使館	東ティモール	ディリ
	在フィリピン日本国大使館	フィリピン	マニラ
	在ブータン日本国大使館	ブータン	ティンプー
	在ブルネイ日本国大使館	ブルネイ	バンダルスリブガワン
	在ベトナム日本国大使館	ベトナム	ハノイ
	在マレーシア日本国大使館	マレーシア	クアラルンプール
	在ミャンマー日本国大使館	ミャンマー	ヤンゴン
	在モルディブ日本国大使館	モルディブ	マレ
	在モンゴル日本国大使館	モンゴル	ウランバートル
	在ラオス日本国大使館	ラオス	ビエンチャン
大洋州	在オーストラリア日本国大使館	オーストラリア	キャンベラ
	在キリバス日本国大使館	キリバス	タラワ
	在クック日本国大使館	クック	アバルア
	在サモア日本国大使館	サモア	アピア
	在ソロモン日本国大使館	ソロモン	ホニアラ
	在ツバル日本国大使館	ツバル	フナフティ
	在トンガ日本国大使館	トンガ	ヌクアロファ
	在ナウル日本国大使館	ナウル	ナウル
	在ニウエ日本国大使館	ニウエ	アロフィ
	在ニュージーランド日本国大使館	ニュージーランド	ウェリントン
	在バヌアツ日本国大使館	バヌアツ	ポートビラ
	在パプアニューギニア日本国大使館	パプアニューギニア	ポートモレスビー
	在パラオ日本国大使館	パラオ	コロール
	在フィジー日本国大使館	フィジー	スバ
	在マーシャル日本国大使館	マーシャル	マジュロ
	在ミクロネシア日本国大使館	ミクロネシア	コロニア
北米	在アメリカ合衆国日本国大使館	アメリカ合衆国	ワシントン
	在カナダ日本国大使館	カナダ	オタワ
中南米	在アルゼンチン日本国大使館	アルゼンチン	ブエノスアイレス
	在アンティグア・バーブーダ日本国大使館	アンティグア・バーブーダ	セントジョンズ
	在ウルグアイ日本国大使館	ウルグアイ	モンテビデオ
	在エクアドル日本国大使館	エクアドル	キト
	在エルサルバドル日本国大使館	エルサルバドル	サンサルバドル
	在ガイアナ日本国大使館	ガイアナ	ジョージタウン
	在キューバ日本国大使館	キューバ	ハバナ
	在グアテマラ日本国大使館	グアテマラ	グアテマラ
	在グレナダ日本国大使館	グレナダ	セントジョージズ
	在コスタリカ日本国大使館	コスタリカ	サンホセ
	在コロンビア日本国大使館	コロンビア	ボゴタ
	在ジャマイカ日本国大使館	ジャマイカ	キングストン
	在スリナム日本国大使館	スリナム	パラマリボ
	在セントクリストファー・ネービス日本国大使館	セントクリストファー・ネービス	バセテール
	在セントビンセント日本国大使館	セントビンセント	キングスタウン
	在セントルシア日本国大使館	セントルシア	カストリーズ
	在チリ日本国大使館	チリ	サンティアゴ
	在ドミニカ日本国大使館	ドミニカ	ロゾー
	在ドミニカ共和国日本国大使館	ドミニカ共和国	サントドミンゴ
	在トリニダード・トバゴ日本国大使館	トリニダード・トバゴ	ポートオブスペイン
	在ニカラグア日本国大使館	ニカラグア	マナグア
	在ハイチ日本国大使館	ハイチ	ポルトープランス
	在パナマ日本国大使館	パナマ	パナマ
	在バハマ日本国大使館	バハマ	ナッソー
	在パラグアイ日本国大使館	パラグアイ	アスンシオン
	在バルバドス日本国大使館	バルバドス	ブリッジタウン
	在ブラジル日本国大使館	ブラジル	ブラジリア
	在ベネズエラ日本国大使館	ベネズエラ	カラカス
	在ベリーズ日本国大使館	ベリーズ	ベルモパン
	在ペルー日本国大使館	ペルー	リマ
	在ボリビア日本国大使館	ボリビア	ラパス
	在ホンジュラス日本国大使館	ホンジュラス	テグシガルパ
	在メキシコ日本国大使館	メキシコ	メキシコ
欧州	在アイスランド日本国大使館	アイスランド	レイキャビク
	在アイルランド日本国大使館	アイルランド	ダブリン
	在アゼルバイジャン日本国大使館	アゼルバイジャン	バクー
	在アルバニア日本国大使館	アルバニア	ティラナ
	在アルメニア日本国大使館	アルメニア	エレバン
	在アンドラ日本国大使館	アンドラ	アンドララベリャ
	在イタリア日本国大使館	イタリア	ローマ
	在ウクライナ日本国大使館	ウクライナ	キーウ

	在ウズベキスタン日本国大使館	ウズベキスタン	タシケント
	在英国日本国大使館	英国	ロンドン
	在エストニア日本国大使館	エストニア	タリン
	在オーストリア日本国大使館	オーストリア	ウィーン
	在オランダ日本国大使館	オランダ	ハーグ
	在カザフスタン日本国大使館	カザフスタン	アスタナ
	在北マケドニア日本国大使館	北マケドニア	スコピエ
	在キプロス日本国大使館	キプロス	ニコシア
	在ギリシャ日本国大使館	ギリシャ	アテネ
	在キルギス日本国大使館	キルギス	ビシュケク
	在クロアチア日本国大使館	クロアチア	ザグレブ
	在コソボ日本国大使館	コソボ	プリシュティナ
	在サンマリノ日本国大使館	サンマリノ	サンマリノ
	在ジョージア日本国大使館	ジョージア	トビリシ
	在スイス日本国大使館	スイス	ベルン
	在スウェーデン日本国大使館	スウェーデン	ストックホルム
	在スペイン日本国大使館	スペイン	マドリード
	在スロバキア日本国大使館	スロバキア	ブラチスラバ
	在スロベニア日本国大使館	スロベニア	リュブリャナ
	在セルビア日本国大使館	セルビア	ベオグラード
	在タジキスタン日本国大使館	タジキスタン	ドゥシャンベ
	在チェコ日本国大使館	チェコ	プラハ
	在デンマーク日本国大使館	デンマーク	コペンハーゲン
	在ドイツ日本国大使館	ドイツ	ベルリン
	在トルクメニスタン日本国大使館	トルクメニスタン	アシガバット
	在ノルウェー日本国大使館	ノルウェー	オスロ
	在バチカン日本国大使館	バチカン	
	在ハンガリー日本国大使館	ハンガリー	ブダペスト
	在フィンランド日本国大使館	フィンランド	ヘルシンキ
	在フランス日本国大使館	フランス	パリ
	在ブルガリア日本国大使館	ブルガリア	ソフィア
	在ベラルーシ日本国大使館	ベラルーシ	ミンスク
	在ベルギー日本国大使館	ベルギー	ブリュッセル
	在ポーランド日本国大使館	ポーランド	ワルシャワ
	在ボスニア・ヘルツェゴビナ日本国大使館	ボスニア・ヘルツェゴビナ	サラエボ
	在ポルトガル日本国大使館	ポルトガル	リスボン
	在マルタ日本国大使館	マルタ	バレッタ
	在モナコ日本国大使館	モナコ	モナコ
	在モルドバ日本国大使館	モルドバ	キシナウ
	在モンテネグロ日本国大使館	モンテネグロ	ポドゴリツァ
	在ラトビア日本国大使館	ラトビア	リガ
	在リトアニア日本国大使館	リトアニア	ビリニュス
	在リヒテンシュタイン日本国大使館	リヒテンシュタイン	ファドーツ
	在ルーマニア日本国大使館	ルーマニア	ブカレスト
	在ルクセンブルク日本国大使館	ルクセンブルク	ルクセンブルク
	在ロシア日本国大使館	ロシア	モスクワ
中東	在アフガニスタン日本国大使館	アフガニスタン	カブール
	在アラブ首長国連邦日本国大使館	アラブ首長国連邦	アブダビ
	在イエメン日本国大使館	イエメン	サヌア
	在イスラエル日本国大使館	イスラエル	テルアビブ
	在イラク日本国大使館	イラク	バグダッド
	在イラン日本国大使館	イラン	テヘラン
	在オマーン日本国大使館	オマーン	マスカット
	在カタール日本国大使館	カタール	ドーハ
	在クウェート日本国大使館	クウェート	クウェート
	在サウジアラビア日本国大使館	サウジアラビア	リヤド
	在シリア日本国大使館	シリア	ダマスカス
	在トルコ日本国大使館	トルコ	アンカラ
	在バーレーン日本国大使館	バーレーン	マナーマ
	在ヨルダン日本国大使館	ヨルダン	アンマン
	在レバノン日本国大使館	レバノン	ベイルート
アフリカ	在アルジェリア日本国大使館	アルジェリア	アルジェ
	在アンゴラ日本国大使館	アンゴラ	ルアンダ
	在ウガンダ日本国大使館	ウガンダ	カンパラ
	在エジプト日本国大使館	エジプト	カイロ
	在エスワティニ日本国大使館	エスワティニ	ムババーネ
	在エチオピア日本国大使館	エチオピア	アディスアベバ
	在エリトリア日本国大使館	エリトリア	アスマラ
	在ガーナ日本国大使館	ガーナ	アクラ
	在カーボベルデ日本国大使館	カーボベルデ	プライア
	在ガボン日本国大使館	ガボン	リーブルビル
	在カメルーン日本国大使館	カメルーン	ヤウンデ
	在ガンビア日本国大使館	ガンビア	バンジュール
	在ギニア日本国大使館	ギニア	コナクリ
	在ギニアビサウ日本国大使館	ギニアビサウ	ビサウ
	在ケニア日本国大使館	ケニア	ナイロビ
	在コートジボワール日本国大使館	コートジボワール	アビジャン
	在コモロ日本国大使館	コモロ	モロニ
	在コンゴ共和国日本国大使館	コンゴ共和国	ブラザビル
	在コンゴ民主共和国日本国大使館	コンゴ民主共和国	キンシャサ
	在サントメ・プリンシペ日本国大使館	サントメ・プリンシペ	サントメ
	在ザンビア日本国大使館	ザンビア	ルサカ
	在シエラレオネ日本国大使館	シエラレオネ	フリータウン
	在ジブチ日本国大使館	ジブチ	ジブチ
	在ジンバブエ日本国大使館	ジンバブエ	ハラレ
	在スーダン日本国大使館	スーダン	ハルツーム
	在セーシェル日本国大使館	セーシェル	ビクトリア
	在赤道ギニア日本国大使館	赤道ギニア	マラボ
	在セネガル日本国大使館	セネガル	ダカール
	在ソマリア日本国大使館	ソマリア	モガディシオ

名称	国名	地名
在タンザニア日本国大使館	タンザニア	ダルエスサラーム
在チャド日本国大使館	チャド	ウンジャメナ
在中央アフリカ日本国大使館	中央アフリカ	バンギ
在チュニジア日本国大使館	チュニジア	チュニス
在トーゴ日本国大使館	トーゴ	ロメ
在ナイジェリア日本国大使館	ナイジェリア	アブジャ
在ナミビア日本国大使館	ナミビア	ウィントフック
在ニジェール日本国大使館	ニジェール	ニアメ
在ブルキナファソ日本国大使館	ブルキナファソ	ワガドゥグー
在ブルンジ日本国大使館	ブルンジ	ブジュンブラ
在ベナン日本国大使館	ベナン	コトヌ
在ボツワナ日本国大使館	ボツワナ	ハボローネ
在マダガスカル日本国大使館	マダガスカル	アンタナナリボ
在マラウイ日本国大使館	マラウイ	リロングウェ
在マリ日本国大使館	マリ	バマコ
在南アフリカ共和国日本国大使館	南アフリカ共和国	プレトリア
在南スーダン日本国大使館	南スーダン	ジュバ
在モーリシャス日本国大使館	モーリシャス	ポートルイス
在モーリタニア日本国大使館	モーリタニア	ヌアクショット
在モザンビーク日本国大使館	モザンビーク	マプト
在モロッコ日本国大使館	モロッコ	ラバト
在リビア日本国大使館	リビア	トリポリ
在リベリア日本国大使館	リベリア	モンロビア
在ルワンダ日本国大使館	ルワンダ	キガリ
在レソト日本国大使館	レソト	マセル

二 総領事館

地域	名称	位置 国名	位置 地名
アジア	在コルカタ日本国総領事館	インド	コルカタ
	在チェンナイ日本国総領事館	インド	チェンナイ
	在ベンガルール日本国総領事館	インド	ベンガルール
	在ムンバイ日本国総領事館	インド	ムンバイ
	在スラバヤ日本国総領事館	インドネシア	スラバヤ
	在デンパサール日本国総領事館	インドネシア	デンパサール
	在メダン日本国総領事館	インドネシア	メダン
	在チェンマイ日本国総領事館	タイ	チェンマイ
	在済州日本国総領事館	大韓民国	済州
	在釜山日本国総領事館	大韓民国	釜山
	在広州日本国総領事館	中華人民共和国	広州
	在上海日本国総領事館	中華人民共和国	上海
	在重慶日本国総領事館	中華人民共和国	重慶
	在瀋陽日本国総領事館	中華人民共和国	瀋陽
	在青島日本国総領事館	中華人民共和国	青島
	在香港日本国総領事館	中華人民共和国	香港
	在カラチ日本国総領事館	パキスタン	カラチ
	在セブ日本国総領事館	フィリピン	セブ
	在ダバオ日本国総領事館	フィリピン	ダバオ
	在ダナン日本国総領事館	ベトナム	ダナン
	在ホーチミン日本国総領事館	ベトナム	ホーチミン
	在ペナン日本国総領事館	マレーシア	ペナン
大洋州	在シドニー日本国総領事館	オーストラリア	シドニー
	在パース日本国総領事館	オーストラリア	パース
	在ブリスベン日本国総領事館	オーストラリア	ブリスベン
	在メルボルン日本国総領事館	オーストラリア	メルボルン
	在オークランド日本国総領事館	ニュージーランド	オークランド
北米	在アトランタ日本国総領事館	アメリカ合衆国	アトランタ
	在サンフランシスコ日本国総領事館	アメリカ合衆国	サンフランシスコ
	在シアトル日本国総領事館	アメリカ合衆国	シアトル
	在シカゴ日本国総領事館	アメリカ合衆国	シカゴ
	在デトロイト日本国総領事館	アメリカ合衆国	デトロイト
	在デンバー日本国総領事館	アメリカ合衆国	デンバー
	在ナッシュビル日本国総領事館	アメリカ合衆国	ナッシュビル
	在ニューヨーク日本国総領事館	アメリカ合衆国	ニューヨーク
	在ハガッニャ日本国総領事館	アメリカ合衆国	ハガッニャ
	在ヒューストン日本国総領事館	アメリカ合衆国	ヒューストン
	在ボストン日本国総領事館	アメリカ合衆国	ボストン
	在ホノルル日本国総領事館	アメリカ合衆国	ホノルル
	在マイアミ日本国総領事館	アメリカ合衆国	マイアミ
	在ロサンゼルス日本国総領事館	アメリカ合衆国	ロサンゼルス
	在カルガリー日本国総領事館	カナダ	カルガリー
	在トロント日本国総領事館	カナダ	トロント
	在バンクーバー日本国総領事館	カナダ	バンクーバー
	在モントリオール日本国総領事館	カナダ	モントリオール
中南米	在クリチバ日本国総領事館	ブラジル	クリチバ
	在サンパウロ日本国総領事館	ブラジル	サンパウロ
	在マナウス日本国総領事館	ブラジル	マナウス
	在リオデジャネイロ日本国総領事館	ブラジル	リオデジャネイロ
	在レシフェ日本国総領事館	ブラジル	レシフェ
	在レオン日本国総領事館	メキシコ	レオン
欧州	在ミラノ日本国総領事館	イタリア	ミラノ
	在エディンバラ日本国総領事館	英国	エディンバラ
	在バルセロナ日本国総領事館	スペイン	バルセロナ
	在デュッセルドルフ日本国総領事館	ドイツ	デュッセルドルフ
	在ハンブルク日本国総領事館	ドイツ	ハンブルク
	在フランクフルト日本国総領事館	ドイツ	フランクフルト
	在ミュンヘン日本国総領事館	ドイツ	ミュンヘン
	在ストラスブール日本国総領事館	フランス	ストラスブール
	在マルセイユ日本国総領事館	フランス	マルセイユ
	在ウラジオストク日本国総領事館	ロシア	ウラジオストク
	在サンクトペテルブルク日本国総領事館	ロシア	サンクトペテルブルク
	在ハバロフスク日本国総領事館	ロシア	ハバロフスク
	在ユジノサハリンスク日本国総領事館	ロシア	ユジノサハリンスク

地域	名称	国名	地名
中東	在ドバイ日本国総領事館	アラブ首長国連邦	ドバイ
	在ジッダ日本国総領事館	サウジアラビア	ジッダ
	在イスタンブール日本国総領事館	トルコ	イスタンブール

三　政府代表部

地域	名称	位置	
		国名	地名
アジア	東南アジア諸国連合日本政府代表部	インドネシア	ジャカルタ
北米	国際連合日本政府代表部	アメリカ合衆国	ニューヨーク
	国際民間航空機関日本政府代表部	カナダ	モントリオール
欧州	在ローマ国際機関日本政府代表部	イタリア	ローマ
	在ウィーン国際機関日本政府代表部	オーストリア	ウィーン
	在ジュネーブ国際機関日本政府代表部	スイス	ジュネーブ
	軍縮会議日本政府代表部	スイス	ジュネーブ
	経済協力開発機構日本政府代表部	フランス	パリ
	国際連合教育科学文化機関日本政府代表部	フランス	パリ
	欧州連合日本政府代表部	ベルギー	ブリュッセル
	北大西洋条約機構日本政府代表部	ベルギー	ブリュッセル
アフリカ	アフリカ連合日本政府代表部	エチオピア	アディスアベバ

別表第二　在勤基本手当の基準額（第十条関係）

一　大使館

地域	アジア						
所在国 / 号別	インド	インドネシア	カンボジア	シンガポール	スリランカ	タイ	大韓民国
大使	790,000円	730,000	750,000	920,000	700,000	780,000	860,000
公使	730,000円	620,000	700,000	830,000	670,000	660,000	720,000
特号	684,400円	577,600	653,800	771,900	633,000	612,900	674,900
1号	661,400円	555,300	629,600	741,000	609,700	588,400	647,900
2号	626,900円	521,900	593,400	694,700	574,700	551,600	607,400
3号	569,500円	466,100	533,000	617,500	516,400	490,300	539,900
4号	512,100円	410,300	472,600	540,300	458,100	429,000	472,400
5号	454,600円	354,600	412,300	463,100	399,800	367,700	404,900
6号	408,700円	310,000	364,000	401,400	353,200	318,700	350,900
7号	385,700円	287,700	339,800	370,500	329,800	294,200	323,900
8号	362,700円	265,400	315,700	339,600	306,500	269,700	296,900
9号	339,800円	243,100	291,500	308,800	283,200	245,200	270,000

地域															大洋州
号別	中華人民共和国	ネパール	パキスタン	バングラデシュ	東ティモール	フィリピン	ブータン	ブルネイ	ベトナム	マレーシア	ミャンマー	モルディブ	モンゴル	ラオス	オーストラリア
大使	1,020,000	750,000	830,000	860,000	840,000	730,000	750,000	710,000	660,000	670,000	760,000	820,000	720,000	710,000	730,000
公使	810,000	730,000	770,000	810,000	820,000	620,000	730,000	680,000	590,000	600,000	720,000	790,000	690,000	690,000	660,000
特号	756,900	691,400	727,500	771,400	773,300	579,600	684,400	635,100	554,400	564,500	674,800	743,600	653,300	644,800	614,500
1号	727,400	669,700	706,000	747,300	748,300	557,200	661,400	609,700	533,000	541,900	651,400	717,500	630,700	621,400	589,900
2号	683,200	637,200	673,800	711,200	710,900	523,700	626,900	571,600	500,900	508,100	616,300	678,300	596,900	586,300	553,100
3号	609,500	583,100	620,000	651,100	648,600	467,700	569,500	508,100	447,500	451,600	557,800	612,900	540,600	527,800	491,600
4号	535,800	529,000	566,300	591,000	586,300	411,700	512,100	444,600	394,100	395,200	499,300	547,500	484,300	469,300	430,200
5号	462,100	474,800	512,500	530,800	524,000	355,800	454,600	381,100	340,600	338,700	440,900	482,200	428,000	410,900	368,700
6号	403,200	431,500	469,500	482,700	474,100	311,000	408,700	330,300	297,900	293,500	394,100	429,900	382,900	364,100	319,500
7号	373,700	409,900	448,000	458,700	449,200	288,600	385,700	304,900	276,500	271,000	370,700	403,700	360,400	340,700	295,000
8号	344,200	388,200	426,500	434,600	424,200	266,200	362,700	279,500	255,100	248,400	347,300	377,600	337,800	317,300	270,400
9号	314,800	366,600	405,000	410,600	399,300	243,900	339,800	254,100	233,800	225,800	323,900	351,500	315,300	293,900	245,800

キリバス	900,000	870,000	822,400	796,300	757,100	691,900	626,700	561,400	509,200	483,100	457,000	431,000
クック	710,000	690,000	641,400	615,700	577,200	513,100	449,000	384,800	333,500	307,900	282,200	256,600
サモア	820,000	790,000	741,800	714,100	672,600	603,400	534,200	465,100	409,700	382,000	354,400	326,700
ソロモン	860,000	840,000	791,400	765,700	727,200	663,100	599,000	534,800	483,500	457,900	432,200	406,600
ツバル	680,000	650,000	611,600	588,000	552,500	493,300	434,100	375,000	327,600	304,000	280,300	256,700
トンガ	830,000	800,000	754,300	727,700	687,800	621,400	555,000	488,600	435,400	408,800	382,300	355,700
ナウル	680,000	650,000	611,600	588,000	552,500	493,300	434,100	375,000	327,600	304,000	280,300	256,700
ニウエ	710,000	690,000	641,400	615,700	577,200	513,100	449,000	384,800	333,500	307,900	282,200	256,600
ニュージーランド	710,000	690,000	641,400	615,700	577,200	513,100	449,000	384,800	333,500	307,900	282,200	256,600
バヌアツ	790,000	760,000	711,300	683,600	642,100	573,000	503,900	434,800	379,500	351,800	324,200	296,500
パプアニューギニア	870,000	850,000	800,400	774,400	735,300	670,300	605,300	540,200	488,200	462,200	436,200	410,200
パラオ	820,000	790,000	737,500	708,800	665,800	594,000	522,300	450,500	393,100	364,400	335,700	307,000
フィジー	680,000	650,000	611,600	588,000	552,500	493,300	434,100	375,000	327,600	304,000	280,300	256,700
マーシャル	920,000	890,000	833,100	803,400	758,800	684,500	610,200	535,900	476,400	446,700	417,000	387,300
ミクロネシア	870,000	840,000	788,900	759,300	715,000	641,100	567,200	493,300	434,200	404,700	375,100	345,600

北米	アメリカ合衆国	1,180,000	890,000	824,100	791,200	741,700	659,300	576,900	494,500	428,500	395,600	362,600	379,700
	カナダ	790,000	710,000	659,000	632,600	593,100	527,200	461,300	395,400	342,700	316,300	290,000	263,600
中南米	アルゼンチン	810,000	780,000	725,100	696,100	652,600	580,100	507,600	435,100	377,100	348,100	319,100	290,100
	アンティグア・バーブーダ	810,000	780,000	733,100	705,800	664,800	596,500	528,200	459,900	405,200	377,900	350,600	323,300
	ウルグアイ	890,000	860,000	797,800	765,800	718,000	638,200	558,400	478,700	414,800	382,900	351,000	319,100
	エクアドル	820,000	790,000	743,800	716,000	674,400	605,000	535,600	466,300	410,800	383,000	355,300	327,500
	エルサルバドル	810,000	780,000	733,300	707,500	668,900	604,600	540,300	476,000	424,500	398,800	373,000	347,300
	ガイアナ	810,000	780,000	733,100	705,800	664,800	596,500	528,200	459,900	405,200	377,900	350,600	323,300
	キューバ	950,000	920,000	868,400	839,600	796,500	724,700	652,900	581,000	523,600	494,800	466,100	437,400
	グアテマラ	910,000	880,000	830,600	801,000	756,600	682,500	608,400	534,400	475,100	445,500	415,900	386,300
	グレナダ	810,000	780,000	733,100	705,800	664,800	596,500	528,200	459,900	405,200	377,900	350,600	323,300
	コスタリカ	800,000	770,000	716,900	689,000	647,200	577,500	507,800	438,100	382,400	354,500	326,600	298,800
	コロンビア	760,000	730,000	689,500	665,500	629,600	569,600	509,700	449,700	401,700	377,800	353,800	329,800
	ジャマイカ	790,000	760,000	716,600	690,000	650,000	583,300	516,600	450,000	396,600	370,000	343,300	316,700

バルバドス	パラグアイ	バハマ	パナマ	ハイチ	ニカラグア	トリニダード・トバゴ	ドミニカ共和国	ドミニカ	チリ	セントルシア	セントビンセント	セントクリストファー・ネービス	スリナム
0'9 07 00	0'6 08 00	0'7 09 00	0'7 03 00	021 00' 0'1	0'8 02 00	0'8 01 00	0'8 02 00	0'8 01 00	0'8 00 00	0'8 01 00	0'8 01 00	0'8 01 00	0'8 01 00
0'9 04 00	0'6 06 00	0'7 06 00	0'7 00 00	091 00' 0'0	0'7 09 00	0'7 08 00	0'7 09 00	0'7 08 00	0'7 07 00	0'7 08 00	0'7 08 00	0'7 08 00	0'7 08 00
0'8 87 08	0'6 52 00	0'7 61 06	0'6 05 04	021 09' 0'0	0'7 55 00	0'7 13 03	0'7 14 06	0'7 13 03	0'7 61 04	0'7 13 03	0'7 13 03	0'7 13 03	0'7 13 03
0'8 64 05	0'5 79 07	0'6 09 00	0'6 62 08	0'9 09 07	0'7 52 06	0'7 80 05	0'7 91 09	0'7 80 05	0'6 08 06	0'7 80 05	0'7 80 05	0'7 80 05	0'7 80 05
0'7 99 05	0'5 56 03	0'6 05 00	0'5 69 00	0'9 14 09	0'6 59 00	0'6 86 04	0'6 58 00	0'6 86 04	0'6 24 03	0'6 86 04	0'6 86 04	0'6 86 04	0'6 86 04
0'7 01 03	0'5 40 06	0'5 38 03	0'5 22 07	0'8 26 09	0'6 43 00	0'5 59 06	0'6 91 04	0'5 59 06	0'5 77 01	0'5 59 06	0'5 59 06	0'5 59 06	0'5 59 06
0'6 13 00	0'4 44 09	0'5 61 06	0'4 86 03	0'7 38 09	0'5 47 00	0'5 22 08	0'5 34 09	0'5 22 08	0'5 20 00	0'5 22 08	0'5 22 08	0'5 22 08	0'5 22 08
0'5 34 07	0'3 39 02	0'4 05 00	0'4 40 00	0'7 40 09	0'5 31 00	0'4 95 09	0'4 78 03	0'4 95 09	0'4 82 08	0'4 95 09	0'4 95 09	0'4 95 09	0'4 95 09
0'4 08 01	0'3 74 06	0'3 69 06	0'3 74 09	0'6 54 05	0'4 36 02	0'4 20 05	0'4 23 01	0'4 20 05	0'3 67 01	0'4 20 05	0'4 20 05	0'4 20 05	0'4 20 05
0'4 84 07	0'3 82 03	0'3 07 00	0'3 32 04	0'6 51 03	0'4 23 08	0'3 97 07	0'4 90 04	0'3 97 07	0'3 04 03	0'3 97 07	0'3 97 07	0'3 97 07	0'3 97 07
0'4 71 04	0'3 00 01	0'3 34 03	0'2 09 09	0'5 68 01	0'4 21 04	0'3 65 00	0'3 77 08	0'3 65 00	0'3 41 04	0'3 65 00	0'3 65 00	0'3 65 00	0'3 65 00
0'3 58 01	0'2 27 08	0'3 71 06	0'2 67 03	0'5 64 09	0'3 29 00	0'3 32 03	0'3 55 02	0'3 32 03	0'2 98 05	0'3 32 03	0'3 32 03	0'3 32 03	0'3 32 03

欧州														
ウクライナ	イタリア	アンドラ	アルメニア	アルバニア	アゼルバイジャン	アイルランド	アイスランド	メキシコ	ホンジュラス	ボリビア	ペルー	ベリーズ	ベネズエラ	ブラジル
0'9 01 00	0'7 09 00	0'7 05 00	0'7 00 00	0'7 05 00	0'6 05 00	0'7 03 00	0'8 02 00	0'8 05 00	0'8 03 00	0'8 03 00	0'8 00 00	0'7 08 00	0'9 09 00	0'7 08 00
0'8 08 00	0'7 01 00	0'7 02 00	0'6 07 00	0'7 02 00	0'6 02 00	0'7 00 00	0'7 09 00	0'8 02 00	0'8 01 00	0'8 01 00	0'7 07 00	0'7 06 00	0'9 06 00	0'7 03 00
0'8 33 09	0'6 46 03	0'6 57 03	0'6 93 00	0'6 07 09	0'5 88 04	0'6 15 07	0'7 63 04	0'7 36 08	0'7 06 06	0'7 96 03	0'7 42 03	0'7 61 01	0'9 90 03	0'6 88 02
0'8 91 04	0'6 83 06	0'6 64 06	0'6 60 07	0'6 85 03	0'5 26 02	0'6 83 00	0'7 20 05	0'7 33 08	0'7 44 01	0'7 14 00	0'6 49 06	0'6 68 05	0'8 77 03	0'6 25 06
0'7 37 08	0'5 09 07	0'6 20 06	0'5 87 02	0'6 11 06	0'5 32 08	0'5 49 01	0'6 26 01	0'6 49 03	0'7 40 04	0'7 50 04	0'6 05 06	0'6 54 06	0'8 52 08	0'6 51 06
0'7 41 07	0'5 73 00	0'5 83 08	0'5 71 04	0'5 25 03	0'4 87 01	0'5 72 05	0'5 78 07	0'6 61 08	0'6 84 02	0'6 14 05	0'5 78 08	0'5 38 01	0'7 15 03	0'5 25 00
0'6 55 06	0'4 46 04	0'4 57 01	0'4 65 06	0'4 39 00	0'4 31 05	0'4 06 00	0'5 21 04	0'5 84 03	0'5 28 01	0'5 78 05	0'5 42 01	0'5 11 06	0'6 77 07	0'4 98 03
0'5 69 05	0'3 09 08	0'4 10 04	0'3 59 08	0'4 42 07	0'3 95 08	0'3 39 04	0'4 84 00	0'4 06 09	0'5 61 09	0'5 32 06	0'4 05 04	0'4 05 01	0'6 30 02	0'4 71 07
0'5 84 06	0'3 04 05	0'3 25 00	0'3 15 02	0'3 17 07	0'3 71 03	0'3 74 01	0'3 08 02	0'4 10 09	0'4 37 00	0'4 87 08	0'4 20 00	0'3 89 08	0'5 04 02	0'3 66 04
0'5 42 02	0'3 41 08	0'3 32 03	0'3 82 08	0'3 95 01	0'2 19 01	0'3 41 05	0'3 65 02	0'3 27 09	0'4 74 05	0'4 15 05	0'3 27 03	0'3 87 02	0'5 91 01	0'3 13 08
0'4 19 08	0'2 99 01	0'2 39 06	0'3 60 05	0'3 82 06	0'2 56 08	0'2 18 09	0'3 22 03	0'3 24 09	0'4 02 01	0'4 33 01	0'3 34 06	0'3 74 06	0'4 78 01	0'3 61 01
0'4 77 03	0'2 46 05	0'2 46 09	0'2 48 02	0'3 60 01	0'2 94 05	0'2 96 02	0'2 99 03	0'3 31 09	0'3 49 06	0'4 60 07	0'3 41 09	0'3 72 00	0'4 65 01	0'2 18 05

スイス	ジョージア	サンマリノ	コソボ	クロアチア	キルギス	ギリシャ	キプロス	北マケドニア	カザフスタン	オランダ	オーストリア	エストニア	英国	ウズベキスタン
061 00’ 0’0	0’7 00 00	0’7 04 00	0’6 01 00	0’6 08 00	0’6 07 00	0’6 06 00	0’6 06 00	0’6 00 00	0’7 03 00	0’7 06 00	0’8 08 00	0’6 05 00	0’9 08 00	0’6 04 00
021 00’ 0’0	0’6 08 00	0’7 01 00	0’5 09 00	0’6 06 00	0’6 05 00	0’6 03 00	0’6 04 00	0’5 08 00	0’7 01 00	0’7 04 00	0’7 09 00	0’6 03 00	0’8 03 00	0’6 02 00
0’9 55 02	0’6 93 04	0’6 46 03	0’5 25 01	0’6 31 04	0’6 70 09	0’5 49 00	0’5 59 07	0’5 54 04	0’6 96 05	0’6 18 07	0’7 33 07	0’5 98 06	0’7 37 01	0’5 57 08
0’9 41 04	0’6 51 01	0’6 83 06	0’5 53 00	0’5 78 09	0’5 18 09	0’5 86 06	0’5 67 03	0’5 62 03	0’6 84 02	0’6 65 09	0’7 80 07	0’5 46 03	0’7 44 00	0’5 55 07
0’8 35 07	0’5 47 06	0’5 09 07	0’4 49 09	0’5 85 02	0’5 45 08	0’5 33 01	0’5 83 07	0’4 39 02	0’6 30 08	0’6 41 08	0’6 56 03	0’5 22 08	0’6 19 04	0’5 02 06
0’7 06 02	0’5 91 07	0’5 73 00	0’4 74 07	0’4 49 01	0’5 10 07	0’4 37 02	0’4 07 08	0’4 14 00	0’5 75 00	0’5 74 09	0’5 88 09	0’4 56 09	0’6 01 07	0’4 47 03
0’6 86 06	0’4 45 09	0’4 46 04	0’3 09 06	0’4 03 00	0’4 85 05	0’4 31 03	0’4 31 08	0’3 98 07	0’4 19 03	0’4 08 01	0’5 11 06	0’4 81 00	0’5 93 09	0’4 92 00
0’5 57 01	0’4 90 00	0’3 09 08	0’3 34 04	0’3 66 08	0’4 60 04	0’3 25 04	0’3 55 08	0’3 73 05	0’4 53 05	0’4 31 02	0’4 44 02	0’3 15 02	0’4 86 02	0’3 36 08
0’4 39 05	0’3 15 04	0’3 04 05	0’3 90 02	0’3 41 09	0’3 56 03	0’3 00 07	0’3 71 00	0’2 99 03	0’3 58 09	0’3 35 07	0’3 48 03	0’3 20 05	0’4 10 01	0’3 32 06
0’4 25 07	0’3 73 00	0’3 41 08	0’2 28 02	0’2 89 04	0’3 04 03	0’2 48 03	0’2 88 06	0’2 17 03	0’3 46 06	0’3 82 09	0’3 95 03	0’2 78 01	0’3 27 00	0’3 20 05
0’4 11 09	0’3 30 07	0’2 99 01	0’2 56 01	0’2 37 00	0’3 52 02	0’2 85 09	0’2 96 02	0’2 25 02	0’3 44 03	0’3 30 02	0’3 42 04	0’2 25 08	0’3 43 09	0’2 28 04
0’3 08 01	0’2 08 04	0’2 46 05	0’2 84 00	0’2 74 05	0’3 00 02	0’2 23 06	0’2 03 09	0’2 33 01	0’3 42 00	0’2 97 04	0’2 99 04	0’2 83 04	0’3 50 08	0’2 26 03

フランス	フィンランド	ハンガリー	バチカン	ノルウェー	トルクメニスタン	ドイツ	デンマーク	チェコ	タジキスタン	セルビア	スロベニア	スロバキア	スペイン	スウェーデン
0’8 06 00	0’8 01 00	0’6 07 00	0’7 04 00	0’8 01 00	071 00’ 0’1	0’8 03 00	0’8 04 00	0’8 01 00	0’7 06 00	0’7 02 00	0’6 07 00	0’7 05 00	0’7 00 00	0’7 04 00
0’7 02 00	0’7 08 00	0’6 05 00	0’7 01 00	0’7 08 00	031 00’ 0’1	0’7 02 00	0’8 01 00	0’7 08 00	0’7 04 00	0’6 09 00	0’6 05 00	0’7 02 00	0’6 08 00	0’7 02 00
0’6 57 03	0’7 12 06	0’6 90 01	0’6 46 03	0’7 82 04	161 04’ 0’0	0’6 57 04	0’7 95 03	0’7 63 00	0’7 40 03	0’6 84 05	0’6 10 04	0’6 37 01	0’6 93 00	0’6 06 08
0’6 64 06	0’6 19 07	0’5 87 07	0’6 83 06	0’6 89 05	421 08’ 0’0	0’6 54 07	0’7 72 03	0’7 40 01	0’6 28 03	0’6 72 00	0’5 08 00	0’6 44 04	0’6 60 05	0’6 34 01
0’6 20 06	0’6 55 03	0’5 74 01	0’5 09 07	0’6 35 02	0’9 77 04	0’6 10 07	0’6 57 08	0’6 65 07	0’6 95 02	0’5 28 03	0’5 74 03	0’6 10 04	0’5 86 07	0’6 20 01
0’5 83 08	0’5 98 00	0’4 58 01	0’5 73 00	0’5 87 09	0’8 38 05	0’5 63 09	0’6 10 03	0’5 58 04	0’6 40 02	0’5 62 00	0’4 38 03	0’5 03 07	0’5 70 04	0’5 43 04
0’4 57 01	0’5 30 08	0’4 32 01	0’4 46 04	0’5 30 07	0’7 99 05	0’4 27 02	0’5 72 07	0’5 41 01	0’5 95 01	0’4 05 08	0’4 92 02	0’4 96 09	0’4 64 01	0’4 66 07
0’4 10 04	0’4 73 05	0’3 16 01	0’3 09 08	0’4 93 04	0’7 50 06	0’4 70 04	0’4 35 02	0’4 43 08	0’5 50 01	0’3 59 05	0’3 56 02	0’4 80 02	0’3 57 08	0’4 80 00
0’3 25 00	0’3 67 07	0’3 01 03	0’3 04 05	0’3 97 06	0’6 93 04	0’3 75 00	0’3 09 02	0’3 97 09	0’4 16 01	0’3 44 05	0’3 11 04	0’3 14 09	0’3 12 08	0’3 44 07
0’3 32 03	0’3 54 08	0’2 98 08	0’3 41 08	0’3 94 07	0’5 29 09	0’3 82 03	0’3 96 01	0’3 75 00	0’4 94 00	0’3 42 00	0’2 09 00	0’3 22 02	0’3 80 02	0’3 62 00
0’2 39 06	0’3 51 09	0’2 86 04	0’2 99 01	0’3 91 08	0’5 46 03	0’2 89 06	0’3 73 01	0’3 52 01	0’4 72 00	0’2 39 05	0’2 86 05	0’2 49 05	0’2 67 07	0’2 99 03
0’2 46 09	0’2 59 00	0’2 84 00	0’2 46 05	0’2 98 09	0’5 72 07	0’2 86 09	0’3 60 01	0’2 39 02	0’4 50 00	0’2 37 00	0’2 74 01	0’2 56 08	0’2 45 02	0’2 26 07

ブルガリア	ベラルーシ	ベルギー	ポーランド	ボスニア・ヘルツェゴビナ	ポルトガル	マルタ	モナコ	モルドバ	モンテネグロ	ラトビア	リトアニア	リヒテンシュタイン	ルーマニア	ルクセンブルク
660，000	690，000	740，000	670，000	600，000	680，000	620，000	750，000	700，000	720，000	770，000	720，000	1，060，000	670，000	730，000
630，000	670，000	720，000	640，000	580，000	650，000	600，000	720，000	680，000	690，000	740，000	700，000	1，020，000	640，000	710，000
592，300	634，400	668，300	600，000	542，700	609，300	559，500	673，500	639，000	645，800	688，500	648，300	952，500	599，000	659，000
568，600	612，600	641，500	576，000	521，900	584，900	537，100	646，600	615，400	620，700	661，000	622，300	914，400	575，000	632，600
533，000	579，900	601，400	540，000	490，700	548，300	503，600	606，200	580，100	583，200	619，700	583，400	857，300	539，100	593，100
473，800	525，500	534，600	480，000	438，800	487，400	447，600	538，800	521，200	520，600	550，800	518，600	762，000	479，200	527，200
414，600	471，100	467，800	420，000	386，900	426，500	391，700	471，500	462，300	458，000	482，000	453，800	666，800	419，300	461，300
355，400	416，600	401，000	360，000	334，900	365，600	335，700	404，100	403，400	395，500	413，100	389，000	571，500	359，400	395，400
308，000	373，100	347，500	312，000	293，400	316，800	290，900	350，200	356，300	345，400	358，000	337，100	495，300	311，500	342，700
284，300	351，300	320，800	288，000	272，600	292，400	268，600	323，300	332，700	320，400	330，500	311，200	457，200	287，500	316，300
260，600	329，500	294，000	264，000	251，800	268，100	246，200	296，300	309，200	295，300	302，900	285，200	419，100	263，600	290，000
236，900	307，800	267，300	240，000	231，100	243，700	223，800	269，400	285，600	270，300	275，400	259，300	381，000	239，600	263，600

	中東													
ロシア	アフガニスタン	アラブ首長国連邦	イエメン	イスラエル	イラク	イラン	オマーン	カタール	クウェート	サウジアラビア	シリア	トルコ	バーレーン	ヨルダン
940，000	870，000	840，000	1，090，000	990，000	850，000	830，000	770，000	800，000	810，000	950，000	790，000	730，000	750，000	730，000
750，000	850，000	810，000	1，060，000	890，000	830，000	810，000	740，000	770，000	780，000	920，000	770，000	710，000	720，000	710，000
706，800	809，800	753，100	1，002，000	834，800	793，000	766，000	690，100	723，300	734，000	865，500	722，800	660，300	672，500	663，500
680，500	787，400	723，000	971，100	802，200	771，600	742，200	663，300	695，100	706，600	836，900	697，400	635，000	646，400	639，000
641，100	753，800	677，800	924，800	753，300	739，400	706，400	623，100	652，900	656，600	794，000	659，500	597，200	607，300	602，200
575，400	697，800	602，500	847，600	671，800	685，800	646，800	556，100	582，600	597，200	722，400	596，200	534，200	542，000	540，800
509，700	641，800	527，200	770，400	590，300	632，200	587，200	489，100	512，300	528，800	650，900	532，900	471，200	476，800	479，500
441，100	585，900	451，900	693，200	508，900	578，600	527，600	422，100	442，000	460，400	579，300	469，700	408，200	411，500	411，800
391，500	541，100	391，600	631，400	443，700	535，700	479，900	368，500	385，700	405，700	522，100	419，000	357，700	359，300	369，000
365，200	518，700	361，500	600，600	411，100	514，300	456，100	341，700	357，600	378，300	493，400	393，700	332，500	333，200	344，500
339，000	496，300	331，400	569，700	378，500	492，800	432，200	314，900	329，400	351，000	464，800	368，400	307，300	307，100	319，900
371，200	473，900	301，300	538，800	345，900	471，400	408，400	288，100	301，300	323，600	436，200	343，100	282，100	281，000	295，400

アフリカ

ギニアビサウ　ギニア　ガンビア　カメルーン　ガボン　カーボベルデ　ガーナ　エリトリア　エチオピア　エスワティニ　エジプト　ウガンダ　アンゴラ　アルジェリア ｜ レバノン

0 ’9 0 1 1 0 ’9 0 ’9 0 3 1 0 ’9 0 ’9 0 0 1 0 ’8 0 ’6 0 ’7 0 ’8 0 ’9 0 ’7 ｜ 0 ’9
0 6 0 0 ’ 0 6 0 7 0 0 ’ 0 6 0 0 0 0 ’ 0 7 0 8 0 3 0 6 0 3 0 9 ｜ 0 0
0 0 0 ’ 1 0 0 0 0 0 ’ 0 0 0 0 0 0 ’ 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 ｜ 0 0

0 ’9 0 8 1 0 ’9 0 ’9 0 0 1 0 ’9 0 ’8 0 7 1 0 ’8 0 ’6 0 ’6 0 ’8 0 ’9 0 ’7 ｜ 0 ’8
0 3 0 0 ’ 0 3 0 4 0 0 ’ 0 3 0 7 0 0 ’ 0 5 0 6 0 6 0 3 0 0 0 6 ｜ 0 7
0 0 0 ’ 0 0 0 0 0 0 ’ 0 0 0 0 0 0 ’ 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 ｜ 0 0

0 ’8 4 1 1 0 ’8 0 ’8 0 ’9 0 ’8 0 ’8 0 1 1 0 ’8 0 ’6 0 ’6 0 ’7 0 ’8 0 ’7 ｜ 0 ’8
1 8 0 8 ’ 1 8 0 8 9 4 1 8 4 2 0 1 ’ 9 0 4 1 6 1 9 8 0 5 8 1 ｜ 9 1
0 2 0 ’ 0 0 2 0 8 0 2 0 2 0 2 0 ’ 0 0 2 0 7 0 8 0 6 0 4 0 6 ｜ 0 3

0 ’8 0 ’9 0 ’8 0 ’8 0 ’9 0 ’8 0 ’7 0 ’9 0 ’7 0 ’5 0 ’5 0 ’7 0 ’8 0 ’6 ｜ 0 ’7
6 5 8 8 6 5 1 6 2 1 6 5 3 9 8 7 4 7 1 9 3 9 4 6 4 2 7 9 ｜ 9 8
0 3 0 6 0 3 0 0 0 1 0 3 0 6 0 9 0 8 0 5 0 6 0 1 0 7 0 1 ｜ 0 4

0 ’8 0 ’9 0 ’8 0 ’8 0 ’8 0 ’8 0 ’7 0 ’9 0 ’7 0 ’5 0 ’5 0 ’7 0 ’7 0 ’6 ｜ 0 ’7
9 1 5 3 9 1 2 1 6 6 9 1 1 5 9 3 6 4 6 6 8 6 2 2 6 8 1 5 ｜ 5 4
0 0 0 9 0 0 0 8 0 3 0 0 0 7 0 2 0 1 0 1 0 2 0 3 0 7 0 4 ｜ 0 1

0 ’7 0 ’8 0 ’7 0 ’7 0 ’7 0 ’7 0 ’6 0 ’8 0 ’6 0 ’5 0 ’5 0 ’6 0 ’7 0 ’5 ｜ 0 ’6
7 3 7 6 7 3 4 4 3 8 7 3 9 9 8 5 3 8 9 0 9 0 5 5 2 2 4 9 ｜ 1 6
0 9 0 0 0 9 0 8 0 4 0 9 0 1 0 4 0 0 0 5 0 6 0 9 0 1 0 1 ｜ 0 9

0 ’6 0 ’7 0 ’6 0 ’6 0 ’7 0 ’6 0 ’6 0 ’7 0 ’6 0 ’4 0 ’4 0 ’5 0 ’6 0 ’5 ｜ 0 ’5
5 6 9 8 5 6 6 7 0 0 5 6 7 2 7 7 0 1 2 5 0 5 8 9 8 5 7 2 ｜ 7 9
0 8 0 1 0 8 0 8 0 5 0 8 0 6 0 6 0 9 0 0 0 1 0 5 0 4 0 8 ｜ 0 6

0 ’5 0 ’7 0 ’5 0 ’6 0 ’6 0 ’5 0 ’5 0 ’6 0 ’5 0 ’3 0 ’3 0 ’5 0 ’5 0 ’4 ｜ 0 ’5
3 9 0 0 3 9 8 0 7 2 3 9 4 6 6 9 7 5 5 9 2 9 1 3 4 8 1 6 ｜ 3 2
0 7 0 3 0 7 0 8 0 5 0 7 0 1 0 8 0 7 0 4 0 5 0 2 0 8 0 6 ｜ 0 4

0 ’5 0 ’6 0 ’5 0 ’5 0 ’5 0 ’5 0 ’5 0 ’6 0 ’5 0 ’3 0 ’3 0 ’4 0 ’5 0 ’4 ｜ 0 ’4
3 4 0 4 3 4 0 5 3 6 3 4 2 0 1 3 7 0 9 4 5 5 2 8 3 3 9 1 ｜ 4 6
0 0 0 0 0 0 0 3 0 2 0 0 0 9 0 6 0 8 0 9 0 0 0 1 0 5 0 5 ｜ 0 6

0 ’5 0 ’6 0 ’5 0 ’5 0 ’5 0 ’5 0 ’4 0 ’6 0 ’4 0 ’3 0 ’3 0 ’4 0 ’5 0 ’3 ｜ 0 ’4
8 1 4 0 8 1 0 2 6 3 8 1 1 8 9 0 2 8 6 2 1 2 7 5 7 0 8 9 ｜ 5 3
0 1 0 8 0 1 0 5 0 0 0 1 0 3 0 4 0 4 0 7 0 8 0 5 0 8 0 0 ｜ 0 7

0 ’4 0 ’5 0 ’4 0 ’4 0 ’4 0 ’4 0 ’4 0 ’5 0 ’4 0 ’3 0 ’3 0 ’4 0 ’4 0 ’3 ｜ 0 ’4
3 8 9 7 3 8 1 9 9 9 3 8 0 5 6 7 7 5 3 0 8 0 2 3 2 8 8 6 ｜ 5 0
0 3 0 6 0 3 0 7 0 8 0 3 0 7 0 3 0 9 0 5 0 5 0 0 0 2 0 5 ｜ 0 8

0 ’4 0 ’5 0 ’4 0 ’4 0 ’4 0 ’4 0 ’4 0 ’5 0 ’4 0 ’2 0 ’2 0 ’4 0 ’4 0 ’3 ｜ 0 ’3
9 5 4 4 9 5 2 6 2 6 9 5 0 3 4 4 2 3 0 8 5 8 8 0 6 5 7 4 ｜ 6 7
0 4 0 5 0 4 0 9 0 7 0 4 0 1 0 2 0 5 0 3 0 3 0 4 0 5 0 0 ｜ 0 9

ソマリア　セネガル　赤道ギニア　セーシェル　スーダン　ジンバブエ　ジブチ　シエラレオネ　ザンビア　サントメ・プリンシペ　コンゴ民主共和国　コンゴ共和国　コモロ　コートジボワール　ケニア

0 ’7 0 ’9 0 3 1 0 ’7 0 9 1 0 ’9 0 0 1 0 ’9 0 ’7 0 3 1 0 0 1 0 0 1 0 ’8 0 ’9 0 ’7
0 9 0 6 0 0 ’ 0 6 0 0 ’ 0 8 0 0 ’ 0 0 0 1 0 0 ’ 0 0 ’ 0 0 ’ 0 5 0 9 0 9
0 0 0 0 0 ’ 0 0 0 0 ’ 0 0 0 0 ’ 0 0 0 0 0 0 ’ 0 0 ’ 1 0 ’ 1 0 0 0 0 0 0

0 ’7 0 ’9 0 0 1 0 ’7 0 6 1 0 ’9 0 ’9 0 ’8 0 ’6 0 0 1 0 6 1 0 6 1 0 ’8 0 ’9 0 ’7
0 7 0 3 0 0 ’ 0 3 0 0 ’ 0 5 0 8 0 7 0 9 0 0 ’ 0 0 ’ 0 0 ’ 0 2 0 6 0 7
0 0 0 0 0 ’ 0 0 0 0 ’ 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 ’ 0 0 ’ 0 0 ’ 0 0 0 0 0 0 0

0 ’7 0 ’8 0 ’9 0 ’6 9 0 1 0 ’9 0 ’9 0 ’8 0 ’6 0 ’9 8 0 1 8 0 1 0 ’7 0 ’9 0 ’7
0 2 1 8 9 4 0 8 0 4 ’ 1 0 1 2 4 2 5 5 9 4 0 7 ’ 0 7 ’ 5 8 9 1 0 2
0 2 0 2 0 2 0 4 0 ’ 0 0 4 0 2 0 2 0 3 0 2 0 ’ 0 0 ’ 0 0 1 0 0 0 2

0 ’6 0 ’8 0 ’9 0 ’6 0 ’9 0 ’8 0 ’8 0 ’7 0 ’6 0 ’9 0 ’9 0 ’9 0 ’7 0 ’8 0 ’6
5 9 6 5 2 1 6 5 9 7 4 7 8 9 3 9 0 3 2 1 6 7 6 7 8 5 0 8 5 9
0 7 0 3 0 1 0 8 0 3 0 6 0 2 0 6 0 2 0 1 0 6 0 6 0 7 0 2 0 7

0 ’6 0 ’8 0 ’8 0 ’6 0 ’9 0 ’8 0 ’8 0 ’7 0 ’5 0 ’8 0 ’9 0 ’9 0 ’7 0 ’8 0 ’6
8 6 9 1 6 6 6 2 4 2 7 3 9 4 1 5 7 9 6 6 0 3 0 3 4 2 8 3 8 6
0 0 0 0 0 3 0 0 0 7 0 4 0 8 0 7 0 9 0 3 0 0 0 0 0 2 0 8 0 0

0 ’5 0 ’7 0 ’7 0 ’5 0 ’8 0 ’7 0 ’7 0 ’6 0 ’5 0 ’7 0 ’8 0 ’8 0 ’6 0 ’7 0 ’5
6 9 7 3 3 8 2 5 9 4 3 6 7 7 9 9 0 4 3 8 2 5 2 5 2 6 7 6 6 9
0 9 0 9 0 4 0 7 0 9 0 5 0 5 0 1 0 6 0 4 0 2 0 2 0 3 0 6 0 9

0 ’5 0 ’6 0 ’7 0 ’4 0 ’7 0 ’6 0 ’7 0 ’6 0 ’4 0 ’7 0 ’7 0 ’7 0 ’6 0 ’6 0 ’5
4 3 5 6 0 0 8 9 4 7 9 9 5 0 7 2 3 9 0 0 4 7 4 7 1 0 6 9 4 3
0 8 0 8 0 5 0 3 0 2 0 5 0 2 0 6 0 2 0 5 0 4 0 4 0 4 0 4 0 8

0 ’4 0 ’5 0 ’6 0 ’4 0 ’6 0 ’6 0 ’6 0 ’5 0 ’4 0 ’6 0 ’6 0 ’6 0 ’5 0 ’6 0 ’4
2 7 3 9 7 2 4 3 9 9 5 2 3 2 4 6 5 3 7 2 7 9 7 9 9 4 5 2 2 7
0 7 0 7 0 5 0 0 0 4 0 6 0 9 0 1 0 8 0 5 0 6 0 6 0 4 0 2 0 7

0 ’4 0 ’5 0 ’5 0 ’3 0 ’6 0 ’5 0 ’5 0 ’5 0 ’3 0 ’5 0 ’6 0 ’6 0 ’4 0 ’5 0 ’4
2 2 3 4 3 6 7 7 9 3 9 7 7 7 2 0 5 9 3 6 4 3 4 3 6 9 9 6 2 2
0 8 0 0 0 2 0 9 0 2 0 0 0 0 0 9 0 5 0 2 0 4 0 4 0 7 0 4 0 8

0 ’4 0 ’5 0 ’5 0 ’3 0 ’6 0 ’5 0 ’5 0 ’4 0 ’3 0 ’5 0 ’6 0 ’6 0 ’4 0 ’5 0 ’4
8 0 8 1 6 3 3 5 9 0 2 4 4 4 1 8 0 7 6 3 3 0 3 0 9 7 0 3 8 0
0 3 0 1 0 0 0 4 0 1 0 3 0 1 0 3 0 4 0 0 0 3 0 3 0 3 0 6 0 3

0 ’3 0 ’4 0 ’4 0 ’3 0 ’5 0 ’5 0 ’5 0 ’4 0 ’3 0 ’4 0 ’5 0 ’5 0 ’4 0 ’5 0 ’3
3 7 3 8 9 9 0 2 9 7 4 1 1 1 0 5 5 5 9 9 2 7 2 7 3 5 2 0 3 7
0 9 0 3 0 8 0 9 0 0 0 5 0 2 0 7 0 2 0 8 0 2 0 2 0 0 0 7 0 9

0 ’3 0 ’4 0 ’4 0 ’3 0 ’5 0 ’4 0 ’4 0 ’4 0 ’3 0 ’4 0 ’5 0 ’5 0 ’4 0 ’4 0 ’3
8 5 9 5 2 6 6 0 0 4 7 8 9 8 0 3 1 3 2 6 1 4 1 4 6 2 4 7 8 5
0 4 0 4 0 7 0 3 0 0 0 7 0 2 0 1 0 1 0 7 0 1 0 1 0 6 0 8 0 4

タンザニア	810,000	780,000	739,400	715,800	680,400	621,500	562,600	503,600	455,500	432,900	409,300	385,800
チャド	970,000	940,000	888,000	860,100	818,200	748,400	678,600	608,800	553,000	525,000	497,100	469,200
中央アフリカ	970,000	940,000	888,000	860,100	818,200	748,400	678,600	608,800	553,000	525,000	497,100	469,200
チュニジア	630,000	610,000	571,500	551,300	520,900	470,300	419,700	369,100	328,600	308,400	288,100	267,900
トーゴ	990,000	960,000	910,900	882,000	838,800	766,700	694,600	622,500	564,900	536,000	507,200	478,400
ナイジェリア	1,040,000	1,020,000	961,500	932,200	888,400	815,200	742,100	668,900	610,400	581,100	551,900	522,600
ナミビア	720,000	690,000	654,800	632,200	598,300	541,800	485,300	428,900	383,700	361,100	338,500	315,900
ニジェール	990,000	960,000	910,900	882,000	838,800	766,700	694,600	622,500	564,900	536,000	507,200	478,400
ブルキナファソ	950,000	920,000	875,300	849,400	810,700	746,200	681,700	617,200	565,500	539,700	513,900	488,100
ブルンジ	820,000	790,000	748,300	724,300	688,400	628,600	568,800	509,000	461,100	437,200	413,200	389,300
ベナン	890,000	860,000	816,400	791,300	753,700	691,100	628,500	565,800	515,700	490,700	465,600	440,600
ボツワナ	720,000	700,000	661,100	639,100	606,200	551,400	496,600	441,700	397,900	375,900	354,000	332,100
マダガスカル	850,000	820,000	781,500	757,800	722,400	663,200	604,100	544,900	497,600	473,900	450,300	426,600
マラウイ	880,000	860,000	814,400	789,400	751,900	689,500	627,100	564,600	514,700	489,700	464,700	439,800
マリ	990,000	960,000	909,300	882,100	841,300	773,400	705,500	637,600	583,200	556,000	528,900	501,700

南アフリカ共和国	720,000	660,000	617,400	595,100	561,600	505,900	450,200	394,500	349,900	327,600	305,300	283,000
南スーダン	980,000	950,000	904,900	877,900	837,400	769,900	702,400	634,900	580,900	553,900	526,900	500,000
モーリシャス	730,000	710,000	669,300	646,100	611,300	553,400	495,500	437,600	391,200	368,000	344,900	321,700
モーリタニア	990,000	960,000	910,300	883,000	842,200	774,200	706,200	638,200	583,700	556,500	529,300	502,100
モザンビーク	820,000	800,000	759,900	737,100	702,900	645,900	588,900	531,900	486,300	463,500	440,700	418,000
モロッコ	710,000	680,000	637,300	612,600	575,500	513,800	452,100	390,400	341,000	316,300	291,600	266,900
リビア	840,000	820,000	774,100	750,000	713,700	653,300	592,900	532,500	484,100	460,000	435,800	411,700
リベリア	900,000	870,000	822,400	796,300	757,100	691,900	626,700	561,400	509,200	483,100	457,000	431,000
ルワンダ	820,000	790,000	748,300	724,300	688,400	628,600	568,800	509,000	461,100	437,200	413,200	389,300
レソト	680,000	660,000	617,400	595,100	561,600	505,900	450,200	394,500	349,900	327,600	305,300	283,000

二 総領事館

地域	アジア			
所在地 / 号別	コルカタ	チェンナイ	ベンガルール	ムンバイ
総領事	690,000円	720,000	700,000	740,000
1号	669,100円	697,000	681,800	700,500
2号	634,100円	660,400	646,100	663,600
3号	575,900円	599,200	586,500	602,100
4号	517,700円	538,100	526,900	540,600
5号	459,400円	476,900	467,400	479,100
6号	412,800円	428,000	419,700	429,900
7号	389,500円	403,500	395,900	405,300
8号	366,200円	379,100	372,100	380,700
9号	343,000円	354,600	348,300	356,100

																		大洋州		
スラバヤ	デンパサール	メダン	チェンマイ	済州	釜山	広州	上海	重慶	瀋陽	青島	香港	カラチ	セブ	ダバオ	ダナン	ホーチミン	ペナン	シドニー	パース	ブリスベン
600,000	530,000	550,000	580,000	670,000	660,000	740,000	800,000	680,000	690,000	680,000	930,000	740,000	530,000	530,000	520,000	600,000	540,000	640,000	600,000	630,000
558,800	515,700	539,600	559,200	647,900	610,900	684,700	747,500	629,800	643,000	633,800	865,200	704,900	519,000	519,000	502,700	559,500	527,500	591,600	581,200	584,600
527,000	484,900	509,500	524,300	607,400	572,700	641,900	700,800	591,700	604,100	594,200	811,100	674,300	487,900	487,900	473,100	525,800	494,600	554,600	544,800	548,100
474,000	433,500	459,300	466,000	539,900	509,100	570,600	622,900	528,200	539,200	528,200	721,000	623,300	436,000	436,000	423,700	469,600	439,600	493,000	484,300	487,200
421,000	382,100	409,100	407,800	472,400	445,500	499,300	545,000	464,700	474,300	462,200	630,900	572,300	384,100	384,100	374,300	413,400	384,700	431,400	423,800	426,300
368,000	330,800	358,900	349,500	404,900	381,800	428,000	467,200	401,200	409,400	396,200	540,800	521,400	332,300	332,300	324,900	357,200	329,700	369,800	363,200	365,400
325,600	289,700	318,700	302,900	350,900	330,900	370,900	404,900	350,300	357,500	343,300	468,700	480,600	290,800	290,800	285,400	312,200	285,700	320,500	314,800	316,700
304,400	269,100	298,600	279,600	323,900	305,500	342,400	373,700	324,900	331,500	316,900	432,600	460,200	270,000	270,000	265,700	289,800	263,800	295,800	290,600	292,300
283,200	248,600	278,500	256,300	296,900	280,000	313,800	342,600	299,500	305,600	290,500	396,600	439,800	249,300	249,300	245,900	267,300	241,800	271,200	266,400	268,000
262,000	228,100	258,500	233,000	270,000	254,600	285,300	311,500	274,100	279,600	264,100	360,500	419,400	228,600	228,600	226,200	244,800	219,800	246,500	242,200	243,600

		北米														
メルボルン	オークランド	アトランタ	サンフランシスコ	シアトル	シカゴ	デトロイト	デンバー	ナッシュビル	ニューヨーク	ハガッニャ	ヒューストン	ボストン	ホノルル	マイアミ	ロサンゼルス	カルガリー
650,000	640,000	840,000	880,000	830,000	870,000	790,000	780,000	830,000	1,010,000	720,000	810,000	880,000	840,000	800,000	900,000	630,000
606,600	620,500	778,700	819,800	773,400	812,300	730,800	749,600	769,400	872,300	694,200	752,300	819,100	776,200	742,400	833,600	610,000
568,700	581,700	730,000	768,600	725,100	761,500	685,100	702,800	721,400	817,800	650,800	705,300	767,900	727,700	696,000	781,500	571,800
505,500	517,100	648,900	683,200	644,500	676,900	609,000	624,700	641,200	726,900	578,500	626,900	682,600	646,800	618,700	694,700	508,300
442,300	452,500	567,800	597,800	563,900	592,300	532,900	546,600	561,100	636,000	506,200	548,500	597,300	566,000	541,400	607,900	444,800
379,100	387,800	486,700	512,400	483,400	507,700	456,800	468,500	480,900	545,200	433,900	470,200	512,000	485,100	464,000	521,000	381,200
328,600	336,100	421,800	444,100	418,900	440,000	395,900	406,100	416,800	472,500	376,000	407,500	443,700	420,400	402,200	451,600	330,400
303,300	310,300	389,300	409,900	386,700	406,100	365,400	374,800	384,700	436,100	347,100	376,100	409,600	388,100	371,200	416,800	305,000
278,000	284,400	356,900	375,800	354,500	372,300	335,000	343,600	352,700	399,800	318,200	344,800	375,400	355,700	340,300	382,100	279,600
252,800	258,600	324,500	341,600	322,300	338,500	304,500	312,400	320,600	363,500	289,300	313,500	341,300	323,400	309,400	347,400	254,200

トロント	バンクーバー	モントリオール
690,000	710,000	650,000
643,700	656,000	631,700
603,500	615,000	592,200
536,400	546,700	526,400
469,400	478,400	460,600
402,300	410,000	394,800
348,700	355,400	342,200
321,800	328,000	315,800
295,000	300,700	289,500
268,200	273,400	263,200

中南米					
クリチバ	サンパウロ	マナウス	リオデジャネイロ	レシフェ	レオン
670,000	730,000	730,000	760,000	680,000	690,000
651,100	681,900	712,700	710,800	655,200	666,900
611,600	640,600	673,800	669,500	617,300	626,500
545,900	571,600	608,900	600,700	554,300	559,100
480,200	502,700	544,500	531,900	491,300	491,700
414,400	433,700	479,200	463,000	428,200	424,300
361,800	378,500	427,300	408,000	377,800	370,400
335,800	351,500	401,300	380,400	352,600	343,500
309,200	323,400	375,400	352,900	327,400	316,500
283,200	295,800	349,500	325,400	302,200	289,600

欧州						
ミラノ	エディンバラ	バルセロナ	デュッセルドルフ	ハンブルク	フランクフルト	ミュンヘン
710,000	740,000	640,000	690,000	660,000	690,000	670,000
657,800	711,800	617,500	646,000	643,000	643,600	649,100
616,700	667,400	578,900	605,600	602,800	603,300	608,500
548,200	593,200	514,600	538,300	535,800	536,300	540,900
479,700	519,100	450,300	471,000	468,800	469,300	473,300
411,200	444,900	386,000	403,700	401,900	402,200	405,700
356,300	385,600	334,500	349,900	348,300	348,600	351,600
328,900	355,900	308,800	323,000	321,500	321,800	324,500
301,500	326,300	283,000	296,100	294,700	295,000	297,500
274,100	296,600	257,300	269,200	267,900	268,200	270,500

ストラスブール	マルセイユ	ウラジオストク	サンクトペテルブルク	ハバロフスク	ユジノサハリンスク
690,000	650,000	650,000	670,000	650,000	690,000
643,700	627,600	613,800	645,200	613,800	643,300
603,500	588,400	579,200	608,000	579,200	606,900
536,400	523,000	521,500	546,000	521,500	546,100
469,400	457,600	463,800	484,000	463,800	485,300
402,300	392,300	406,100	422,000	406,100	424,600
348,700	340,000	360,000	372,400	360,000	376,000
321,800	313,800	336,900	347,600	336,900	351,700
295,000	287,700	313,800	322,800	313,800	327,400
268,200	261,500	290,800	298,000	290,800	303,100

中東		
ドバイ	ジッダ	イスタンブール
790,000	790,000	680,000
763,700	770,400	635,100
716,000	727,900	596,700
636,400	657,000	532,600
556,900	586,500	468,500
477,300	515,300	404,500
413,700	458,600	353,200
381,800	430,200	327,600
350,000	401,900	301,900
318,200	373,500	276,300

三　政府代表部

地域	アジア	北米
所在地	ジャカルタ（東南アジア諸国連合）	ニューヨーク（国際連合）
号別　大使	640,000円	1,160,000
公使	620,000円	980,000
特号	577,600円	908,600
1号	555,300円	872,300
2号	521,900円	817,800
3号	466,100円	726,900
4号	410,300円	636,000
5号	354,600円	545,200
6号	310,000円	472,500
7号	287,700円	436,100
8号	265,400円	399,800
9号	243,100円	363,500

	アフリカ		欧州								
	ナイロビ（在ナイロビ国際機関）	アディスアベバ（アフリカ連合）	（北大西洋条約機構）	ブリュッセル（欧州連合）	（国際連合教育科学文化機関）	パリ（経済協力開発機構）	（軍縮会議）	ジュネーブ（在ジュネーブ国際機関）	ウィーン（在ウィーン国際機関）	ローマ（在ローマ国際機関）	モントリオール（国際民間航空機関）
	790,000	870,000	740,000	800,000	750,000	800,000	1,050,000	1,210,000	820,000	740,000	730,000
	770,000	850,000	720,000	720,000	720,000	720,000	1,020,000	1,020,000	790,000	710,000	710,000
	722,000	802,900	668,300	668,300	673,500	673,500	946,100	946,100	737,300	663,400	658,000
	697,500	778,400	641,500	641,500	646,600	646,600	908,300	908,300	707,800	636,800	631,700
	660,800	741,600	601,400	601,400	606,200	606,200	851,500	851,500	663,500	597,000	592,200
	599,600	680,300	534,600	534,600	538,800	538,800	756,900	756,900	589,800	530,700	526,400
	538,400	619,000	467,800	467,800	471,500	471,500	662,300	662,300	516,100	464,400	460,600
	477,200	557,700	401,000	401,000	404,100	404,100	567,700	567,700	442,400	398,000	394,800
	428,200	508,700	347,500	347,500	350,200	350,200	492,000	492,000	383,400	345,000	342,200
	403,800	484,200	320,800	320,800	323,300	323,300	454,100	454,100	353,900	318,400	315,800
	379,300	459,700	294,000	294,000	296,300	296,300	416,300	416,300	324,400	291,900	289,500
	354,800	435,200	267,300	267,300	269,400	269,400	378,500	378,500	294,900	265,400	263,200

別表第三　研修員手当（第十九条関係）

号別	手当額
1号	1,365,700円
2号	1,354,700円
3号	1,343,700円
4号	1,332,700円
5号	1,321,700円
6号	1,310,700円
7号	1,299,700円
8号	1,288,700円
9号	1,277,700円
10号	1,266,700円
11号	1,255,700円
12号	1,244,700円
13号	1,233,700円
14号	1,222,700円
15号	1,211,700円
16号	1,200,700円
17号	1,189,700円
18号	1,178,700円
19号	1,167,700円
20号	1,156,700円
21号	1,145,700円
22号	1,134,700円
23号	1,123,700円
24号	1,112,700円
25号	1,101,700円
26号	1,090,700円
27号	1,079,700円
28号	1,068,700円
29号	1,057,700円
30号	1,046,700円
31号	1,035,700円
32号	1,024,700円
33号	1,013,700円
34号	1,002,700円
35号	991,700円
36号	980,700円
37号	969,700円
38号	958,700円
39号	947,700円
40号	936,700円
41号	925,700円
42号	914,700円
43号	903,700円
44号	892,700円
45号	881,700円
46号	870,700円
47号	859,700円
48号	848,700円
49号	837,700円
50号	826,700円
51号	815,700円
52号	804,700円
53号	793,700円
54号	782,700円
55号	771,700円
56号	760,700円
57号	749,700円
58号	738,700円
59号	727,700円
60号	716,700円
61号	705,700円
62号	694,700円
63号	683,700円
64号	672,700円
65号	661,700円
66号	650,700円
67号	639,700円
68号	628,700円
69号	617,700円
70号	606,700円
71号	595,700円
72号	584,700円
73号	573,700円
74号	562,700円
75号	551,700円
76号	540,700円
77号	529,700円
78号	518,700円
79号	507,700円
80号	496,700円
81号	485,700円
82号	474,700円
83号	463,700円
84号	452,円
85号	441,円
86号	430,円
87号	419,円
88号	408,円
89号	397,円
90号	386,円
91号	375,円
92号	364,円
93号	353,円
94号	342,円
95号	331,円
96号	320,円
97号	309,円
98号	298,円
99号	287,円
100号	276,円

0 ’ 2 円 7 6 0 5	号 1 0 1
0 ’ 2 円 7 5 0 4	号 1 0 2
0 ’ 2 円 7 4 0 3	号 1 0 3
0 ’ 2 円 7 3 0 2	号 1 0 4
0 ’ 2 円 7 2 0 1	号 1 0 5
0 ’ 2 円 7 1 0 0	号 1 0 6
0 ’ 1 円 7 9 0 9	号 1 0 7
0 ’ 1 円 7 8 0 8	号 1 0 8
0 ’ 1 円 7 7 0 7	号 1 0 9
0 ’ 1 円 7 6 0 6	号 1 1 0
0 ’ 1 円 7 5 0 5	号 1 1 1
0 ’ 1 円 7 4 0 4	号 1 1 2
0 ’ 1 円 7 3 0 3	号 1 1 3
0 ’ 1 円 7 2 0 2	号 1 1 4

0 7 0
0 7 0
0 7 0
0 7 0
0 7 0
0 7 0
0 7 0
0 7 0
0 7 0
0 7 0
0 7 0
0 7 0
0 7 0
0 7 0
0 7 0
0 7 0
0 7 0